



発行 新潟県

第24号

令和7年3月28日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

目 次

規 則

- 9 新潟県私立学校等が知事に提出する書類の様式等を定める規則の一部を改正する規則(大学・私学振興課)
- 10 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則(資源循環推進課)
- 11 新潟県農業総合研究所食品研究センター研究交流棟規則の一部を改正する規則(農業総務課)
- 12 新潟県農業総合研究所食品研究センター機械器具等貸付料規則の一部を改正する規則(農業総務課)
- 13 測量業者登録簿等の写しの閲覧に関する規則の一部を改正する規則(監理課)
- 14 新潟県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則(都市政策課)
- 15 新潟県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則(建築住宅課)
- 16 新潟県建築基準法施行細則等の一部を改正する規則(建築住宅課)
- 17 新潟県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則(下水道課)
- 18 新潟県新潟東港臨海用地造成事業財務規程の一部を改正する規則(港湾振興課)

訓 令

- 2 新潟県職員健康管理規程の一部改正(人事課)
- 3 新潟県職員研修規程の一部改正(人事課)
- 4 新潟県道路監理員規程の一部改正(道路管理課)
- 5 新潟県河川監理員規程の一部改正(河川管理課)
- 6 新潟県流域下水道事業財務規則による帳票その他の書類の様式指定の一部改正(下水道課)
- 7 新潟県財務規則第223条の規定により帳票その他の書類の様式を定める訓令の一部改正(出納局管理課)
- 8 新潟県物品会計規則第5条第1項の規定による物品の分類基準を定める訓令の一部改正(出納局会計検査課)

告 示

- 318 指定納付受託者の指定(国際課)
- 319 自然公園法に係る佐渡弥彦米山国定公園事業の一部変更(環境対策課)
- 320 農業振興地域の区域変更(地域農政推進課)
- 321 知事を所轄庁とする学校法人が私立学校振興助成法に基づき受ける監査の定め(大学・私学振興課)
- 322 知事を所轄庁とする学校法人に係る私立学校振興助成法施行規則第2条第4号に掲げる所轄庁が定める書類(大学・私学振興課)
- 323 自動車税の税率の特例の適用を受ける自動車(税務課)
- 324 国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金、財政安定化基金及び標準保険料率に関する省令及び新潟県国民健康保険法施行条例に規定する知事が定める数(国保・福祉指導課)
- 325 指定管理者の指定(地域医療政策課)
- 326 障害者就業・生活支援センターの事務所所在地変更届(雇用能力開発課)
- 327 農用地利用集積等促進計画の認可(地域農政推進課)
- 328 くろまぐろ(小型魚)、くろまぐろ(大型魚)、するめいか及びすけとうだら日本海北部系群に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の一部改正(水産課)
- 329 くろまぐろ(小型魚)、くろまぐろ(大型魚)、するめいか及びすけとうだら日本海北部系群に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量(水産課)
- 330 令和6年度地籍調査事業計画の変更(農村環境課)
- 331 新潟県土地利用計画の変更(用地・土地利用課)

- 332 道路の区域変更 (道路管理課)
- 333 道路の区域変更 (道路管理課)
- 334 特定都市河川及び特定都市河川流域の指定 (河川管理課)
- 335 特定都市河川流域における基準降雨 (河川管理課)
- 336 河川整備計画の縦覧 (河川管理課)
- 337 都市計画の変更 (都市政策課)
- 338 都市計画の変更 (都市政策課)
- 339 新潟県屋外広告物条例施行規則による技能講習実施者の指定 (都市政策課)
- 340 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市政策課)
- 341 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市政策課)
- 342 都市計画事業の事業計画の変更認可 (下水道課)
- 343 都市計画事業の事業計画の変更認可 (下水道課)
- 344 指定管理者の指定 (港湾振興課)
- 345 港湾施設の指定 (港湾整備課)

選挙管理委員会規程

- 3 政治資金規正法による報告書等の閲覧及び写しの交付規程の一部を改正する規程 (選挙管理委員会)

選挙管理委員会告示

- 15 政治資金規正法による政治団体の届出 (選挙管理委員会)
- 16 政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出 (選挙管理委員会)
- 17 政治資金規正法による政治団体の解散の届出 (選挙管理委員会)
- 18 政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨 (選挙管理委員会)
- 19 政治資金規正法による資金管理団体の届出 (選挙管理委員会)
- 20 政治資金規正法による資金管理団体の指定の取消し等の届出 (選挙管理委員会)
- 21 政治団体の収支報告書の訂正報告 (選挙管理委員会)
- 22 政治団体の届出の訂正報告 (選挙管理委員会)

人事委員会規則

- 5-69 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局総務課)
- 8-99 職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局総務課)
- 6-1925 地域手当に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局総務課)
- 6-1926 時間外勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局総務課)
- 6-1927 職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局総務課)

新潟海区漁業調整委員会指示

- 1 河口付近におけるさけ及びますの採捕規制 (新潟海区漁業調整委員会)
- 2 河口付近におけるさけの採捕規制 (新潟海区漁業調整委員会)
- 3 河口付近におけるさけ及びますの採捕規制 (新潟海区漁業調整委員会)
- 4 河口付近におけるさけ及びますの採捕規制 (新潟海区漁業調整委員会)
- 5 まき餌釣りの制限 (新潟海区漁業調整委員会)

佐渡海区漁業調整委員会指示

- 1 かが漁業の制限 (佐渡海区漁業調整委員会)
- 2 まき餌釣りの制限 (佐渡海区漁業調整委員会)
- 3 小規模増殖場における採捕禁止 (佐渡海区漁業調整委員会)
- 4 大規模増殖場における採捕禁止 (佐渡海区漁業調整委員会)

内水面漁場管理委員会指示

- 1 コイの持ち出しの禁止及び放流等の制限 (内水面漁場管理委員会)
- 2 外来魚の再放流に係る委員会指示 (内水面漁場管理委員会)

内水面漁場管理委員会公告

- コイの持ち出しの禁止及び放流等の制限による持出禁止水域の指定 (内水面漁場管理委員会)

雑報

- 県営住宅等の管理の特例に係る公告 (建築住宅課)

規 則

新潟県私立学校等が知事に提出する書類の様式等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第9号

新潟県私立学校等が知事に提出する書類の様式等を定める規則の一部を改正する規則

新潟県私立学校等が知事に提出する書類の様式等を定める規則（昭和63年新潟県規則第7号）の一部を次の表のように改正する。

(下線及び太枠部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(収益事業の種類)</p> <p>第14条 私立学校法第19条第1項(同法第152条第6項において準用する場合を含む。)の規定により、知事の所轄する学校法人が行うことのできる収益事業の種類は、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準として総務大臣が公示する産業に関する分類表に掲げるものうち知事が別に告示する種類であつて、経営が投機的に行われるものその他の知事が別に告示する事項のいずれにも該当しないものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(収益事業の種類)</p> <p>第14条 私立学校法第26条第1項(同法第64条第5項において準用する場合を含む。)の規定により、知事の所轄する学校法人が行うことのできる収益事業の種類は、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準として総務大臣が公示する産業に関する分類表に掲げるものうち知事が別に告示する種類であつて、経営が投機的に行われるものその他の知事が別に告示する事項のいずれにも該当しないものとする。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(寄附行為の認可申請書)</p> <p>第15条 私立学校法第23条第1項(同法第152条第6項において準用する場合を含む。)の規定により、知事に提出する学校法人寄附行為認可申請書の様式は、別記第33号様式とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(寄附行為の認可申請書)</p> <p>第15条 私立学校法第30条第1項(同法第64条第5項において準用する場合を含む。)の規定により、知事に提出する学校法人寄附行為認可申請書の様式は、別記第33号様式とする。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(寄附行為の補充請求書)</p> <p>第16条 私立学校法第25条第1項(同法第152条第6項において準用する場合を含む。)の規定により、知事に提出する寄附行為の補充についての請求書の様式は、別記第34号様式とする。</p>	<p>(寄附行為の補充請求書)</p> <p>第16条 私立学校法第32条第1項(同法第64条第5項において準用する場合を含む。)の規定により、知事に提出する寄附行為の補充についての請求書の様式は、別記第34号様式とする。</p>
<p>(寄附行為変更の認可申請書)</p> <p>第17条 私立学校法第108条第3項(同法第152条第6項において準用する場合を含む。)の規定により、知事に提出する学校法人寄附行為変更認可申請書の様式は、別記第35号様式とする。</p>	<p>(寄附行為変更の認可申請書)</p> <p>第17条 私立学校法第45条第1項(同法第64条第5項において準用する場合を含む。)の規定により、知事に提出する学校法人寄附行為変更認可申請書の様式は、別記第35号様式とする。</p>
<p>(寄附行為変更の届出)</p> <p>第18条 私立学校法第108条第5項(同法第152条第6項において準用する場合を含む。)の規定により、知事に提出する学校法人寄附行為変更届出書の様式は、別記第35号様式の2とする。</p> <p>2 学校法人及び準学校法人(私立学校法第152条第5項に規定する法人をいう。)は、住居表示の実施、市町村の廃置分合等に伴う行政区画等の変更により寄附行為を変更したときは、別記第36号様式による行政区画等の変更に伴う寄附行為変更届出書</p>	<p>(寄附行為変更の届出)</p> <p>第18条 私立学校法第45条第2項(同法第64条第5項において準用する場合を含む。)の規定により、知事に提出する学校法人寄附行為変更届出書の様式は、別記第35号様式の2とする。</p> <p>2 学校法人及び準学校法人(私立学校法第64条第4項に規定する法人をいう。)は、住居表示の実施、市町村の廃置分合等に伴う行政区画等の変更により寄附行為を変更したときは、別記第36号様式による行政区画等の変更に伴う寄附行為変更届出書</p>

により知事に届け出なければならない。

(学校法人解散の認可申請書及び解散の届出書)

第19条 私立学校法第109条第3項(同法第152条第6項において準用する場合を含む。)の規定により、知事に提出する学校法人解散の認可の申請書の様式は、別記第37号様式とする。

2 私立学校法第109条第5項(同法第152条第6項において準用する場合を含む。)の規定により、知事に提出する学校法人解散届出書の様式は、別記第38号様式とする。

(合併の認可申請書)

第20条 私立学校法第126条第3項(同法第152条第6項において準用する場合を含む。)の規定により、知事に提出する学校法人合併認可申請書の様式は、別記第39号様式とする。

(清算中に就職した清算人の届出書)

第21条 私立学校法第115条(同法第152条第6項において準用する場合を含む。)の規定により、知事に提出する清算中に就職した清算人届出書の様式は、別記第40号様式とする。

(清算結了の届出書)

第22条 私立学校法第122条(同法第152条第6項において準用する場合を含む。)の規定により、知事に提出する清算結了届出書の様式は、別記第41号様式とする。

(法人組織の変更の認可申請書)

第23条 私立学校法第152条第7項の規定により、知事に提出する法人組織変更認可申請書の様式は、別記第42号様式とする。

(登記等の届出書)

第25条 私立学校法施行令第6条の規定により、知事に提出する届出書の様式は、次の各号に掲げる事項について、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1)～(4) (略)

(5) 理事、監事、評議員又は会計監査人を変更した旨の届出 別記第48号様式

第33号様式 (第15条関係)

学校法人寄附行為認可申請書

(略)

学校法人 の寄附行為の認可を受けたいので、私立学校法第23条第1項(私立学校法第152条第6項において準用する同法第23条第1項)の規定により、関係書類を添えて申請します。

により知事に届け出なければならない。

(学校法人解散認可等申請書及び解散の届出書)

第19条 私立学校法第50条第2項(同法第64条第5項において準用する場合を含む。)の規定により、知事に提出する学校法人解散の認可又は認定の申請書の様式は、別記第37号様式とする。

2 私立学校法第50条第4項(同法第64条第5項において準用する場合を含む。)の規定により、知事に提出する学校法人解散届出書の様式は、別記第38号様式とする。

(合併の認可申請書)

第20条 私立学校法第52条第2項(同法第64条第5項において準用する場合を含む。)の規定により、知事に提出する学校法人合併認可申請書の様式は、別記第39号様式とする。

(清算中に就職した清算人の届出書)

第21条 私立学校法第50条の7(同法第64条第5項において準用する場合を含む。)の規定により、知事に提出する清算中に就職した清算人届出書の様式は、別記第40号様式とする。

(清算結了の届出書)

第22条 私立学校法第50条の14(同法第64条第5項において準用する場合を含む。)の規定により、知事に提出する清算結了届出書の様式は、別記第41号様式とする。

(法人組織の変更の認可申請書)

第23条 私立学校法第64条第6項の規定により、知事に提出する法人組織変更認可申請書の様式は、別記第42号様式とする。

(登記等の届出書)

第25条 私立学校法施行令第1条の規定により、知事に提出する届出書の様式は、次の各号に掲げる事項について、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1)～(4) (略)

(5) 役員を変更した旨の届出 別記第48号様式

第33号様式 (第15条関係)

学校法人寄附行為認可申請書

(略)

学校法人 の寄附行為の認可を受けたいので、私立学校法第30条第1項(私立学校法第64条第5項において準用する同法第30条第1項)の規定により、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 私立学校法施行規則第3条第5項各号に規定する書類
- 2 (略)

- 3 (略)

- 4 (略)

- 5 (略)

- 6 (略)
- 7 (略)
- 8 (略)

第34号様式 (第16条関係)

寄附行為の補充請求書

(略)

学校法人 〃 の設立者 〃 が死亡したことに伴う寄附行為の補充を受けたいので、私立学校法第25条第1項(私立学校法第152条第6項)において準用する同法第25条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

(略)

第35号様式 (第17条関係)

学校法人寄附行為変更認可申請書

(略)

学校法人 〃 の寄附行為変更の認可を受けたいので、私立学校法第108条第3項(私立学校法第152条第6項)において準用する同法第108条第3項の規定により、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 私立学校法施行規則第44条第1項第1号及

添付書類

- 1 設立趣意書
- 2 (略)
- 3 財産目録(基本財産と運用財産とに区分して記載するものとし、収益事業を行う場合には、収益事業用財産を更に区分すること。)
- 4 寄附申込書
- 5 設置しようとする学校の位置を示す図面並びに校地、校舎等の配置図及び平面図
- 6 校地、校舎その他の不動産の登記事項証明書及び不動産以外の重要な財産についての銀行等の証明書類
- 7 不動産その他主たる財産の価格評価書
- 8 (略)
- 9 申請年度及び設立後2年間の事業計画書及び収支予算書
- 10 設立に関する決議録
- 11 (略)
- 12 設立者の履歴書
- 13 (略)
- 14 役員の就任承諾書及び履歴書並びに役員が私立学校法第38条第8項において準用する学校教育法第9条各号に掲げる者に該当しない者であることを誓約する書面
- 15 役員のうち、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が1人を超えて含まれていないことを証する書類
- 16 (略)
- 17 (略)
- 18 (略)

第34号様式 (第16条関係)

寄附行為の補充請求書

(略)

学校法人 〃 の設立者 〃 が死亡したことに伴う寄附行為の補充を受けたいので、私立学校法第32条第1項(私立学校法第64条第5項)において準用する同法第32条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

(略)

第35号様式 (第17条関係)

学校法人寄附行為変更認可申請書

(略)

学校法人 〃 の寄附行為変更の認可を受けたいので、私立学校法第45条第1項(私立学校法第64条第5項)において準用する同法第45条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 変更の理由を記載した書類

び第3号に規定する書類

2 私立学校法施行規則第44条第6項各号に規定する書類（私立学校を設置し、又は設置している私立学校に課程、学科若しくは部を設置する場合に限る。）

3 (略)

4 設置しようとする学校の学則（私立学校を設置し、又は設置している私立学校に課程、学科若しくは部を設置する場合に限る。）

5 (略)

第35号様式の2（第18条関係）

学校法人寄附行為変更届出書

(略)

学校法人 の寄附行為を変更したので、私立学校法第108条第5項（私立学校法第152条第6項において準用する同法第108条第5項）の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

1 私立学校法施行規則第46条第2項に規定する書類

2 (略)

第37号様式（第19条関係）

学校法人解散認可申請書

(略)

学校法人 の解散の認可を受けたいので、私立学校法第109条第3項（私立学校法第152条第6項において準用する同法第109条第3項）の規定により、関係書類を添えて申請します。

添付書類

1 私立学校法施行規則第47条第1項各号（第5号を除く。）に規定する書類

2 変更に関する決議録

3 (略)

4 申請年度の前年度の財産目録、貸借対照表及び収支決算書

5 申請年度及び寄附行為変更後2年間の事業計画書及び収支予算書

6 負債がある場合は、その償還計画書

7 設置しようとする学校の位置を示す図面並びに校地、校舎等の配置図及び平面図

8 校地、校舎その他の不動産の権利の所属についての登記事項証明書及び不動産以外の重要な財産についての銀行等の証明書類

9 不動産その他主たる財産の価格評価書

10 設置しようとする学校の学則

11 (略)

注 添付書類の4から10までは、新たに学校を設置する場合に添付すること。

第35号様式の2（第18条関係）

学校法人寄附行為変更届出書

(略)

学校法人 の寄附行為を変更したので、私立学校法第45条第2項（私立学校法第64条第5項において準用する同法第45条第2項）の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

1 変更の理由及び変更年月日を記載した書類

2 変更に関する決議録

3 寄附行為

(1) 寄附行為変更の条文

(2) 寄附行為の新旧対照表

(3) 新寄附行為の全文

4 (略)

第37号様式（第19条関係）

学校法人解散認可（認定）申請書

(略)

学校法人 の解散の認可（認定）を受けたいので、私立学校法第50条第2項（私立学校法第64条第5項において準用する同法第50条第2項）の規定により、関係書類を添えて申請します。

添付書類

1 解散の理由を記載した書類

2 (略)

第38号様式 (第19条関係)

学校法人解散届出書

(略)

学校法人 を解散したので、私立学校法第109条第5項 (私立学校法第152条第6項において準用する同法第109条第5項) の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

(略)

第39号様式 (第20条関係)

学校法人合併認可申請書

(略)

学校法人 と学校法人 の合併の認可を受けたいので、私立学校法第126条第3項 (私立学校法第152条第6項において準用する同法第126条第3項) の規定により、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 私立学校法施行規則第48条第1項各号 (第7号を除く。)に規定する書類

- 2 解散に関する理事会及び評議員会の決議録
- 3 財産目録
- 4 残余財産の処分に関する事項を記載した書類
- 5 (略)

第38号様式 (第19条関係)

学校法人解散届出書

(略)

学校法人 を解散したので、私立学校法第50条第4項 (私立学校法第64条第5項において準用する同法第50条第4項) の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

(略)

第39号様式 (第20条関係)

学校法人合併認可申請書

(略)

学校法人 と学校法人 の合併の認可を受けたいので、私立学校法第52条第2項 (私立学校法第64条第5項において準用する同法第52条第2項) の規定により、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 合併の理由を記載した書類
- 2 合併に関する理事会及び評議員会の決議録
- 3 申請者が私立学校法第55条の規定により選任された者であることを証する書類
- 4 合併契約書
- 5 各学校法人に係る次の書類
 - (1) 寄附行為
 - (2) 財産目録及び貸借対照表
 - (3) 学校の位置を示す図面並びに校地、校舎等の配置図及び平面図
 - (4) 校地、校舎その他の不動産の登記事項証明書及び不動産以外の重要な財産についての銀行等の証明書類
 - (5) 不動産その他主たる財産の価格評価書
- 6 合併後存続する学校法人又は合併によつて設立する学校法人に係る次の書類
 - (1) 寄附行為
 - (2) 合併後2年間の事業計画書及び収支予算書
 - (3) 役員の就任承諾書及び履歴書並びに役員が私立学校法第38条第8項において準用する学校教育法第9条各号に掲げる者に該当しない者であることを誓約する書面
 - (4) 役員のうち、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が1人を超えて含まれていないことを証する書類

2 (略)

第40号様式 (第21条関係)

清算中に就職した清算人届出書

(略)

学校法人 〃 の清算人に 〃 年 〃 月 〃 日就職したので、私立学校法第115条(私立学校法第152条第6項において準用する同法第115条)の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

(略)

第41号様式 (第22条関係)

清算終了届出書

(略)

学校法人 〃 の清算が 〃 年 〃 月 〃 日終了したので、私立学校法第122条(私立学校法第152条第6項において準用する同法第122条)の規定により、届け出ます。

第42号様式 (第23条関係)

法人組織変更認可申請書

(略)

法人の組織変更の認可を受けたいので、私立学校法第152条第7項の規定により、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 私立学校法施行規則第57条第1項各号に規定する書類
- 2 私立学校法施行規則第57条第6項各号に規定する書類(学校法人が準学校法人になろうとする場合(新たに私立専修学校又は私立各種学校を設置する場合に限る。))又は準学校法人が学校法人になろうとする場合に限る。)
- 3 (略)

7 合併後存続する学校法人又は合併によつて設立する学校法人の設置する学校の学則

8 (略)

第40号様式 (第21条関係)

清算中に就職した清算人届出書

(略)

学校法人 〃 の清算人に 〃 年 〃 月 〃 日就職したので、私立学校法第50条の7(私立学校法第64条第5項において準用する同法第50条の7)の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

(略)

第41号様式 (第22条関係)

清算終了届出書

(略)

学校法人 〃 の清算が 〃 年 〃 月 〃 日終了したので、私立学校法第50条の14(私立学校法第64条第5項において準用する同法第50条の14)の規定により、届け出ます。

第42号様式 (第23条関係)

法人組織変更認可申請書

(略)

法人の組織変更の認可を受けたいので、私立学校法第64条第6項の規定により、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 変更の理由を記載した書類
- 2 (略)
- 3 法人の組織変更に関する理事会及び評議員会の決議録
- 4 組織変更後の学校法人又は準学校法人に係る次の書類
 - (1) 財産目録
 - (2) 学校の位置を示す図面並びに校地、校舎等の配置図及び平面図
 - (3) 校地、校舎その他の不動産の登記事項証明書及び不動産以外の重要な財産についての銀行等の証明書類
 - (4) 不動産その他主たる財産の価格評価書
 - (5) 組織変更後2年間の事業計画書及び収支予算書
 - (6) 役員の就任承諾書及び履歴書並びに役員が私立学校法第38条第8項において準用す

<p>4 (略) 5 (略)</p> <p>第44号様式 (第25条関係) 設立登記済届出書 (略) 設立登記を 年 月 日完了したので、 私立学校法施行令第6条第1項の規定により、関 係書類を添えて届け出ます。 (略)</p> <p>第45号様式 (第25条関係) 従たる事務所の新設登記済届出書 (略) 従たる事務所の新設登記を 年 月 日 完了したので、私立学校法施行令第6条第1項の 規定により、関係書類を添えて届け出ます。 (略)</p> <p>第46号様式 (第25条関係) 変更登記済届出書 (略) 次の登記を完了したので、私立学校法施行令第 6条第1項の規定により、関係書類を添えて届け 出ます。 添付書類 1・2 (略) 3 辞任届(辞任による退任の場合に限る。) 4・5 (略) 注 (略)</p> <p>第47号様式 (第25条関係) 解散(合併・清算人・清算結了)登記済届出書 (略) 次の登記を完了したので、私立学校法施行令第 6条第1項の規定により、関係書類を添えて届け 出ます。 (略)</p> <p>第48号様式 (第25条関係) 理 事 監 事 評 議 員変更届出書 会計監査人 (略) 理 事</p>	<p>る学校教育法第9条各号に掲げる者に該当 しない者であることを誓約する書面 (7) 役員の中に、各役員について、その配 偶者又は三親等以内の親族が1人を超えて 含まれていないことを証する書類 5 (略) 6 (略)</p> <p>第44号様式 (第25条関係) 設立登記済届出書 (略) 設立登記を 年 月 日完了したので、 私立学校法施行令第1条第1項の規定により、関 係書類を添えて届け出ます。 (略)</p> <p>第45号様式 (第25条関係) 従たる事務所の新設登記済届出書 (略) 従たる事務所の新設登記を 年 月 日 完了したので、私立学校法施行令第1条第1項の 規定により、関係書類を添えて届け出ます。 (略)</p> <p>第46号様式 (第25条関係) 変更登記済届出書 (略) 次の登記を完了したので、私立学校法施行令第 1条第1項の規定により、関係書類を添えて届け 出ます。 添付書類 1・2 (略) 3 辞任届 4・5 (略) 注 (略)</p> <p>第47号様式 (第25条関係) 解散(合併・清算人・清算結了)登記済届出書 (略) 次の登記を完了したので、私立学校法施行令第 1条第1項の規定により、関係書類を添えて届け 出ます。 (略)</p> <p>第48号様式 (第25条関係) 役員変更届出書 (略)</p>
---	---

<p style="text-align: center;">監 事</p> <p>学校法人 <u> </u> の評 議 員 を変更したの <u> </u> 会計監査人</p> <p>で、私立学校法施行令第6条第2項の規定により、 関係書類を添えて届け出ます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">職</th> <th style="width: 10%;">就・退任の別</th> <th style="width: 25%;">氏 名</th> <th style="width: 30%;">住 所 (就任の場合のみ記入すること)</th> <th style="width: 30%;">就・退任年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>私立学校法施行規則第61条第4項各号に規定する書類（理事、監事、評議員又は会計監査人が就任する場合に限る。）</u> 2 <u>辞任届（辞任による退任の場合に限る。）</u> <p style="margin-top: 20px;"><u>3</u> (略)</p>	職	就・退任の別	氏 名	住 所 (就任の場合のみ記入すること)	就・退任年月日																					<p>学校法人 <u> </u> の役員を変更したので、私立学校法施行令第1条第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">職</th> <th style="width: 10%;">就・退任の別</th> <th style="width: 65%;">氏 名</th> <th style="width: 20%;">就・退任年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>就任承諾書</u> 2 <u>辞任届</u> 3 <u>就任者の履歴書及び就任者が私立学校法第38条第8項において準用する学校教育法第9条各号に該当しない者であることを誓約する書面</u> 4 <u>変更に関する決議録</u> 5 <u>監事が理事、評議員又は学校法人の職員(当該学校法人の設置する学校の教職員を含む。)と兼ねていないことを証する書類</u> 6 <u>役員のうち、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が1人を超えて含まれていないことを証する書類</u> 7 (略) 	職	就・退任の別	氏 名	就・退任年月日																
職	就・退任の別	氏 名	住 所 (就任の場合のみ記入すること)	就・退任年月日																																										
職	就・退任の別	氏 名	就・退任年月日																																											

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第10号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(昭和52年新潟県規則第50号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後			改正前																														
別表第1 (第2条関係) ごみ処理施設 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">検査項目</th> <th>検査回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放流水</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>大腸菌数</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			検査項目		検査回数	(略)			放流水	(略)	(略)	<u>大腸菌数</u>		(略)			別表第1 (第2条関係) ごみ処理施設 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">検査項目</th> <th>検査回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放流水</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>大腸菌群数</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			検査項目		検査回数	(略)			放流水	(略)	(略)	<u>大腸菌群数</u>		(略)		
検査項目		検査回数																															
(略)																																	
放流水	(略)	(略)																															
	<u>大腸菌数</u>																																
(略)																																	
検査項目		検査回数																															
(略)																																	
放流水	(略)	(略)																															
	<u>大腸菌群数</u>																																
(略)																																	
別表第2 (第2条関係) し尿処理施設 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>検査項目</th> <th>検査回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>大腸菌数</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			区分	検査項目	検査回数	(略)	(略)	(略)		<u>大腸菌数</u>		別表第2 (第2条関係) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>検査項目</th> <th>検査回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>大腸菌群数</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			区分	検査項目	検査回数	(略)	(略)	(略)		<u>大腸菌群数</u>											
区分	検査項目	検査回数																															
(略)	(略)	(略)																															
	<u>大腸菌数</u>																																
区分	検査項目	検査回数																															
(略)	(略)	(略)																															
	<u>大腸菌群数</u>																																
別表第3 (第2条関係) 最終処分場 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">検査項目</th> <th>検査回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>大腸菌数</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> (略)			検査項目		検査回数	(略)	(略)	(略)		<u>大腸菌数</u>		(略)			別表第3 (第2条関係) 最終処分場 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">検査項目</th> <th>検査回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>大腸菌群数</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> (略)			検査項目		検査回数	(略)	(略)	(略)		<u>大腸菌群数</u>		(略)						
検査項目		検査回数																															
(略)	(略)	(略)																															
	<u>大腸菌数</u>																																
(略)																																	
検査項目		検査回数																															
(略)	(略)	(略)																															
	<u>大腸菌群数</u>																																
(略)																																	
別表第4 (第28条関係) (略)			別表第4 (第11条関係) (略)																														

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

新潟県農業総合研究所食品研究センター研究交流棟規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第11号

新潟県農業総合研究所食品研究センター研究交流棟規則の一部を改正する規則

新潟県農業総合研究所食品研究センター研究交流棟規則（平成12年新潟県規則第102号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後		改正前	
別表（第6条、第9条関係）		別表（第6条、第9条関係）	
機 械 器 具 等	使 用 料 (1時間につき)	機 械 器 具 等	使 用 料 (1時間につき)
1 製造機器及び製造器具 (1)・(2) (略)	(略)	1 製造機器及び製造器具 (1)・(2) (略)	(略)
(3) プレハブ冷凍庫	<u>390円</u>	(3) プレハブ冷凍庫	<u>370円</u>
(4) 精密テストロール製粉機	<u>1,430円</u>	(4) 精密テストロール製粉機	<u>1,370円</u>
(5) 衝撃式粉砕機	<u>450円</u>	(5) 衝撃式粉砕機	<u>440円</u>
(6) アルファ化米粉調整装置	<u>1,900円</u>	(6) アルファ化米粉調整装置	<u>1,870円</u>
(7) 急速凍結機	<u>470円</u>	(7) 急速凍結機	<u>460円</u>
2 分析機器及び分析器具 (1) 高性能アミノ酸分析装置	<u>4,130円</u>	2 分析機器及び分析器具 (1) 高性能アミノ酸分析装置	<u>4,380円</u>
(2)～(4) (略)	(略)	(2)～(4) (略)	(略)
(5) 走査電子顕微鏡分析システム	<u>1,180円</u>	(5) 走査電子顕微鏡分析システム	<u>1,170円</u>
(6) 示差走査熱量計	<u>440円</u>	(6) 示差走査熱量計	<u>430円</u>
(7) 香気成分回収装置	<u>1,080円</u>	(7) 香気成分回収装置	<u>1,070円</u>
(8) (略)	(略)	(8) (略)	(略)
備考 (略)		備考 (略)	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後に使用の承認を受ける者について適用し、同日前に使用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

新潟県農業総合研究所食品研究センター機械器具等貸付料規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第12号

新潟県農業総合研究所食品研究センター機械器具等貸付料規則の一部を改正する規則

新潟県農業総合研究所食品研究センター機械器具等貸付料規則(平成12年新潟県規則第103号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後		改正前	
別表(第4条関係)		別表(第4条関係)	
機械器具等	貸付料の額 (1時間につき)	機械器具等	貸付料の額 (1時間につき)
1 製造機器及び製造器具		1 製造機器及び製造器具	
(1) 製菓製パン用電熱窯	<u>470円</u>	(1) 製菓製パン用電熱窯	<u>450円</u>
(2) 蒸気発生式オーブン	<u>410円</u>	(2) 蒸気発生式オーブン	<u>390円</u>
(3) パン用ホイロ	<u>270円</u>	(3) パン用ホイロ	<u>260円</u>
(4) ミキサー	<u>200円</u>	(4) ミキサー	<u>190円</u>
(5) 卓上型カッターミキサー	<u>200円</u>	(5) 卓上型カッターミキサー	<u>190円</u>
(6) 大型送風定温乾燥機	<u>270円</u>	(6) 大型送風定温乾燥機	<u>260円</u>
(7) (略)	(略)	(7) (略)	(略)
(8) 水引き粉製造装置	<u>350円</u>	(8) 水引き粉製造装置	<u>340円</u>
(9) 減圧フライ機	<u>330円</u>	(9) 減圧フライ機	<u>320円</u>
(10) 高温高圧調理殺菌装置	<u>1,640円</u>	(10) 高温高圧調理殺菌装置	<u>1,610円</u>
(11) 米菓生地乾燥機	<u>430円</u>	(11) 米菓生地乾燥機	<u>400円</u>
(12) 冷凍利用型米菓製造システム	<u>870円</u>	(12) 冷凍利用型米菓製造システム	<u>860円</u>
(13) テスト焼機	<u>1,620円</u>	(13) テスト焼機	<u>1,560円</u>
(14) テスト用平煎り機	<u>590円</u>	(14) テスト用平煎り機	<u>570円</u>
(15)・(16) (略)	(略)	(15)・(16) (略)	(略)
(17) 練出機	<u>230円</u>	(17) 練出機	<u>220円</u>
(18) 餅生地通風乾燥機	<u>260円</u>	(18) 餅生地通風乾燥機	<u>250円</u>
(19) (略)	(略)	(19) (略)	(略)
(20) ふるい振とう機	<u>180円</u>	(20) ふるい振とう機	<u>170円</u>
(21) もみすり機	<u>180円</u>	(21) もみすり機	<u>170円</u>
(22)～(25) (略)	(略)	(22)～(25) (略)	(略)
(26) 納豆発酵器	<u>280円</u>	(26) 納豆発酵器	<u>270円</u>
(27)～(29) (略)	(略)	(27)～(29) (略)	(略)
(30) 石臼製粉機	<u>240円</u>	(30) 石臼製粉機	<u>230円</u>
(31) 圧扁 ^{～ん} ロール製粉機	<u>460円</u>	(31) 圧扁 ^{～ん} ロール製粉機	<u>440円</u>
(32) 大豆たん白加工処理装置	<u>1,400円</u>	(32) 大豆たん白加工処理装置	<u>1,350円</u>

(33) ジャーファーマンター	<u>970円</u>	(33) ジャーファーマンター	<u>940円</u>
(34) 大豆脱皮機器	<u>530円</u>	(34) 大豆脱皮機器	<u>500円</u>
(35) (略)	(略)	(35) (略)	(略)
(36) 湿熱殺菌処理装置	<u>790円</u>	(36) 湿熱殺菌処理装置	<u>760円</u>
(37) 製麺設備	<u>400円</u>	(37) 製麺設備	<u>390円</u>
2 分析機器及び分析器具		2 分析機器及び分析器具	
(1) 分光光度計	<u>200円</u>	(1) 分光光度計	<u>190円</u>
(2)～(6) (略)	(略)	(2)～(6) (略)	(略)
(7) マルチタイプ I C P 発 光分光分析装置	<u>2,060円</u>	(7) マルチタイプ I C P 発 光分光分析装置	<u>2,260円</u>
(8) マイクロ波試料前処理 装置	<u>290円</u>	(8) マイクロ波試料前処理 装置	<u>320円</u>
(9) 食物繊維自動抽出装置	<u>2,640円</u>	(9) 食物繊維自動抽出装置	<u>2,780円</u>
(10) 油脂成分自動抽出処 理装置	<u>410円</u>	(10) 油脂成分自動抽出処 理装置	<u>450円</u>
(11) マッフル炉	<u>250円</u>	(11) マッフル炉	<u>240円</u>
(12)～(14) (略)	(略)	(12)～(14) (略)	(略)
(15) テクスチャーアナラ イザー	<u>480円</u>	(15) テクスチャーアナラ イザー	<u>470円</u>
(16)～(18) (略)	(略)	(16)～(18) (略)	(略)
備考 (略)		備考 (略)	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後に使用の承認を受ける者について適用し、同日前に使用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

測量業者登録簿等の写しの閲覧に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第13号

測量業者登録簿等の写しの閲覧に関する規則の一部を改正する規則

測量業者登録簿等の写しの閲覧に関する規則(昭和44年新潟県規則第45号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、測量法施行令(昭和24年政令第322号) <u>第9条第2項</u>の規定により、測量法(昭和24年法律第188号)第55条の12第2項各号に掲げる書類(以下「登録簿等の写し」という。)の閲覧に関して必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、測量法施行令(昭和24年政令第322号) <u>第28条第2項</u>の規定により、測量法(昭和24年法律第188号)第55条の12第2項各号に掲げる書類(以下「登録簿等の写し」という。)の閲覧に関して必要な事項を定めるものとする。</p>

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

新潟県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第14号

新潟県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県屋外広告物条例施行規則（平成8年新潟県規則第2号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前																		
<p>(許可の表示)</p> <p>第14条 条例第17条の許可を受けた旨の表示は、別記第7号様式による許可証票を、当該許可に係る広告物等の見やすい箇所に<u>貼り付けて</u>行うものとする。ただし、当該許可に係る広告物等がはり紙又ははり札等（紙張り又は布張りのものに限る。）であるときは、当該広告物等に<u>第13条</u>の許可証印の押印を受けること（当該許可証印を印刷することを含む。）によりこれに代えることができる。</p> <p>(点検)</p> <p>第14条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 条例第18条の2第2項の規則で定める者は、第16条第3項各号に掲げる者又は知事が指定する者の<u>行う広告物等の点検に関する技能講習を修了した者</u>とする。</p> <p>第4号様式（第11条関係） 広告物等点検書</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;"> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">1 広告物等試験合格者</td> <td style="width: 50%;">2 一級建築士</td> </tr> <tr> <td>3 ネオン工事士</td> <td>4 知事が認定する者</td> </tr> <tr> <td colspan="2">5 <u>知事が指定する者の行う技能講習の修了者</u></td> </tr> </table> </td> </tr> <tr><td>(略)</td></tr> </table> <p>注 1 点検者は、広告物等の高さが4メートルを超える場合には、<u>広告物等試験合格者又は新潟県屋外広告物条例施行規則第14条の2第3項に定める者</u>とし、点検者の欄の()内の該当する番号を○で囲むこと。</p> <p>2 (略)</p>	(略)	(略)	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">1 広告物等試験合格者</td> <td style="width: 50%;">2 一級建築士</td> </tr> <tr> <td>3 ネオン工事士</td> <td>4 知事が認定する者</td> </tr> <tr> <td colspan="2">5 <u>知事が指定する者の行う技能講習の修了者</u></td> </tr> </table>	1 広告物等試験合格者	2 一級建築士	3 ネオン工事士	4 知事が認定する者	5 <u>知事が指定する者の行う技能講習の修了者</u>		(略)	<p>(許可の表示)</p> <p>第14条 条例第17条の許可を受けた旨の表示は、別記第7号様式による許可証票を、当該許可に係る広告物等の見やすい箇所にはり付けて行うものとする。ただし、当該許可に係る広告物等がはり紙又ははり札等（紙張り又は布張りのものに限る。）であるときは、当該広告物等に<u>前条</u>の許可証印の押印を受けること（当該許可証印を印刷することを含む。）によりこれに代えることができる。</p> <p>(点検)</p> <p>第14条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 条例第18条の2第2項の規則で定める者は、第16条第3項各号に掲げる者とする。</p> <p>第4号様式（第11条関係） 広告物等点検書</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;"> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">1 広告物等試験合格者</td> <td style="width: 50%;">2 一級建築士</td> </tr> <tr> <td>3 ネオン工事士</td> <td>4 知事が認定する者</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr><td>(略)</td></tr> </table> <p>注 1 点検者は、広告物等の高さが4メートルを超える場合には、<u>広告物等試験合格者又は新潟県屋外広告物条例施行規則第16条第3項各号に掲げる者</u>とし、点検者の欄の()内の該当する番号を○で囲むこと。</p> <p>2 (略)</p>	(略)	(略)	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">1 広告物等試験合格者</td> <td style="width: 50%;">2 一級建築士</td> </tr> <tr> <td>3 ネオン工事士</td> <td>4 知事が認定する者</td> </tr> </table>	1 広告物等試験合格者	2 一級建築士	3 ネオン工事士	4 知事が認定する者	(略)
(略)																			
(略)																			
<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">1 広告物等試験合格者</td> <td style="width: 50%;">2 一級建築士</td> </tr> <tr> <td>3 ネオン工事士</td> <td>4 知事が認定する者</td> </tr> <tr> <td colspan="2">5 <u>知事が指定する者の行う技能講習の修了者</u></td> </tr> </table>	1 広告物等試験合格者	2 一級建築士	3 ネオン工事士	4 知事が認定する者	5 <u>知事が指定する者の行う技能講習の修了者</u>														
1 広告物等試験合格者	2 一級建築士																		
3 ネオン工事士	4 知事が認定する者																		
5 <u>知事が指定する者の行う技能講習の修了者</u>																			
(略)																			
(略)																			
(略)																			
<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">1 広告物等試験合格者</td> <td style="width: 50%;">2 一級建築士</td> </tr> <tr> <td>3 ネオン工事士</td> <td>4 知事が認定する者</td> </tr> </table>	1 広告物等試験合格者	2 一級建築士	3 ネオン工事士	4 知事が認定する者															
1 広告物等試験合格者	2 一級建築士																		
3 ネオン工事士	4 知事が認定する者																		
(略)																			

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第14条の改正は、公布の日から施行する。

新潟県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第15号

新潟県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

新潟県宅地建物取引業法施行細則（昭和56年新潟県規則第3号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(従事者の変更の届出)</p> <p>第3条 宅地建物取引業者は、<u>省令第1条の2第1項第9号</u>に規定する名簿に記載された従事する者に変更があつた場合は、速やかに別記第2号様式による宅地建物取引業従事者変更届を知事に提出しなければならない。</p> <p>(閲覧の場所)</p> <p>第4条 法第10条に規定する宅地建物取引業者名簿及び同条に規定する<u>特定書類</u>（以下「取引業者名簿等」という。）は、土木部都市局建築住宅課に備え付け、一般の閲覧に供する。</p>	<p>(従事者の変更の届出)</p> <p>第3条 宅地建物取引業者は、<u>省令第1条の2第1項第8号</u>に規定する名簿に記載された従事する者に変更があつた場合は、速やかに別記第2号様式による宅地建物取引業従事者変更届を知事に提出しなければならない。</p> <p>(閲覧の場所)</p> <p>第4条 法第10条に規定する宅地建物取引業者名簿並びに<u>免許の申請及び法第9条の届出に係る書類</u>（以下「取引業者名簿等」という。）は、土木部都市局建築住宅課に備え付け、一般の閲覧に供する。</p>

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

新潟県建築基準法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第16号

新潟県建築基準法施行細則等の一部を改正する規則
(新潟県建築基準法施行細則の一部改正)

第1条 新潟県建築基準法施行細則(昭和35年新潟県規則第82号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(敷地に係る調査書)</p> <p>第6条 知事又は建築主事は、条例第30条第1項第1号から第3号まで、第6号、第8号、第11号から第43号まで及び第46号から第56号までに規定する指定等の申請又は通知があつたときは、当該申請又は通知に係る敷地について、次に掲げる事項を記載した調査書を作成するものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>法第6条第1項第3号</u>に規定する知事が関係市町村の意見を聴いて指定する区域の指定の有無</p> <p>(7)～(11) (略)</p> <p>(手数料の免除)</p> <p>第8条 条例第27条の規定による手数料の免除は、<u>条例第23条第1項若しくは第3項、第25条第1項若しくは第3項又は第26条の2</u>に規定する<u>手数料</u>につき、それぞれ当該手数料の額に10分の1から10分の5までの範囲内において知事が定める割合を乗じて得た額又はその全額を免除することにより行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(完了検査申請書に添えるべき図書)</p> <p>第9条の2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号) <u>第5条</u>に規定する軽微な変更のうち別に定めるものを行つた場合にあつては、<u>同令第13条</u>に規定する軽微な変更に該当していることを証する書面又はその写し並びに当該書面の交付に要した図書及び書類を完了検査申請書に添えなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定は、法第18条第20項の規定による工事完了通知の場合に準用する。この場合において、第1項中「<u>第5条</u>」とあるのは「<u>第9条第2項</u>において読み替えて準用する<u>同令第5条</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(工事の施工状況の報告)</p>	<p>(敷地に係る調査書)</p> <p>第6条 知事又は建築主事は、条例第30条第1項第1号から第3号まで、第6号、第8号、第11号から第43号まで及び第46号から第56号までに規定する指定等の申請又は通知があつたときは、当該申請又は通知に係る敷地について、次に掲げる事項を記載した調査書を作成するものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>法第6条第1項第4号</u>に規定する知事が関係市町村の意見を聴いて指定する区域の指定の有無</p> <p>(7)～(11) (略)</p> <p>(確認申請手数料等の免除)</p> <p>第8条 条例第27条の規定による手数料の免除は、<u>条例第23条第1項に規定する確認申請手数料、条例第25条第1項に規定する完了検査申請手数料及び条例第26条の2に規定する中間検査申請手数料</u>につき、それぞれ当該手数料の額に10分の1から10分の5までの範囲内において知事が定める割合を乗じて得た額又はその全額を免除することにより行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(完了検査申請書に添えるべき図書)</p> <p>第9条の2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号) <u>第3条</u>に規定する軽微な変更のうち別に定めるものを行つた場合にあつては、<u>同令第11条</u>に規定する軽微な変更に該当していることを証する書面又はその写し並びに当該書面の交付に要した図書及び書類を完了検査申請書に添えなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定は、法第18条第20項の規定による工事完了通知の場合に準用する。この場合において、第1項中「<u>第3条</u>」とあるのは「<u>第7条第2項</u>において読み替えて準用する<u>同令第3条</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(工事の施工状況の報告)</p>

<p>第13条 法第6条第1項の確認済証の交付を受けた建築物の工事監理者及び工事施工者は、同項第1号若しくは第2号に掲げる建築物の基礎の施工が完了したとき及び各階の主要構造部の施工が完了したとき又は同項第3号に掲げる建築物（法第5条の6の規定の適用がある建築物に限る。）の基礎の施工が完了したときは、別記第5号様式による工事施工状況報告書に省令第4条第1項に規定する完了検査申請書の第4面に添えて、当該完了の日から4日以内に建築主事に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第13条 法第6条第1項の確認済証の交付を受けた建築物の工事監理者及び工事施工者は、同項第1号、第2号若しくは第3号に掲げる建築物の基礎の施工が完了したとき及び各階の主要構造部の施工が完了したとき又は同項第4号に掲げる建築物（法第5条の6の規定の適用がある建築物に限る。）の基礎の施工が完了したときは、別記第5号様式による工事施工状況報告書に省令第4条第1項に規定する完了検査申請書の第4面に添えて、当該完了の日から4日以内に建築主事に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>
---	---

(新潟県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則の一部改正)

第2条 新潟県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則（平成28年新潟県規則第16号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(軽微な変更に関する証明書の交付)</p> <p>第2条 建築主又は国等の機関の長は、<u>省令第13条</u>に規定する計画の変更が<u>省令第5条</u>（<u>省令第9条第2項</u>において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更に該当していることを証する書面（以下「軽微変更該当証明書」という。）の交付を求める場合にあっては、別に定める様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ<u>省令第3条第1項</u>に規定する図書のうち当該変更に係るものを添えて、知事に申請をしなければならない。</p> <p>2 知事は、<u>省令第5条</u>（<u>省令第9条第2項</u>において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更に該当すると認めるときは、別に定める様式による軽微変更該当証明書に前項に規定する申請書の副本及びその添付図書を添えて、前項の申請をした建築主又は国等の機関の長に交付する。</p> <p>3 前2項の規定は、認定建築主が<u>省令第28条</u>に規定する計画の変更が<u>省令第25条</u>の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を求める場合に準用する。この場合において、第1項中「第3条第1項」とあるのは「第20条第1項」と、前項中「第5条（省令第9条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）」とあるのは「第25条」と読み替えるものとする。</p> <p>(所管行政庁が必要と認める図書)</p> <p>第3条 <u>省令第20条第1項</u>の所管行政庁が必要と認める図書は、<u>次に掲げるものとする。</u></p> <p>(1) <u>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類</u></p>	<p>(軽微な変更に関する証明書の交付)</p> <p>第2条 建築主又は国等の機関の長は、<u>省令第11条</u>に規定する計画の変更が<u>省令第3条</u>（<u>省令第7条第2項</u>において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更に該当していることを証する書面（以下「軽微変更該当証明書」という。）の交付を求める場合にあっては、別に定める様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ<u>省令第1条第1項</u>に規定する図書のうち当該変更に係るものを添えて、知事に申請をしなければならない。</p> <p>2 知事は、<u>省令第3条</u>（<u>省令第7条第2項</u>において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更に該当すると認めるときは、別に定める様式による軽微変更該当証明書に前項に規定する申請書の副本及びその添付図書を添えて、前項の申請をした建築主又は国等の機関の長に交付する。</p> <p>3 前2項の規定は、認定建築主が<u>省令第29条</u>に規定する計画の変更が<u>省令第26条</u>の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を求める場合に準用する。この場合において、第1項中「第1条第1項」とあるのは「第23条第1項」と、前項中「第3条（省令第7条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）」とあるのは「第26条」と読み替えるものとする。</p> <p>(所管行政庁が必要と認める図書)</p> <p>第3条 <u>省令第12条第1項</u>の所管行政庁が必要と認める図書は、<u>次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。</u></p> <p>(1) <u>届出に係る一戸建ての住宅について、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第6条第1項に規定する住宅性能評価を行った場合</u> <u>同項に</u></p>

<p>ア <u>次のいずれかに該当する機関が申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が法第30条第1項各号（第2号を除く。）に掲げる基準に適合するかどうかの審査を行った場合 当該基準に適合することを証する書類</u></p> <p><u>(ア) 法第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関</u></p> <p><u>(イ) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関</u></p> <p>イ <u>申請に係る建築物の住宅部分について、品確法第5条第1項に規定する住宅性能評価を行った場合 品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の写し</u></p> <p>(2) <u>法第30条第2項（法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出を行う場合において、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定を要する建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画について法第30条第1項（法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定による認定の申請をする場合にあっては、建築基準法第18条の2第1項の規定による知事の委任を受けた者が当該計画について同法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合することを証する書類</u></p>	<p><u>規定する設計住宅性能評価書の写し</u></p> <p>(2) <u>登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は建築物のエネルギー消費性能の評価についてこれと同等以上の能力を有する機関が、申請に係る建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準と同等以上の計画である旨の認証を行った場合 建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成28年3月国土交通省告示第489号）に規定する第三者認証による評価書（建築物全体を評価しているものであって、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているものに限る。）の写し</u></p> <p>2 <u>省令第23条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。</u></p> <p>(1) <u>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類</u></p> <p>ア <u>次のいずれかに該当する機関が申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が法第35条第1項各号（第2号を除く。）に掲げる基準に適合するかどうかの審査を行った場合 当該基準に適合することを証する書類</u></p> <p><u>(ア) 法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）</u></p> <p><u>(イ) 品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）</u></p> <p>イ <u>申請に係る建築物の住宅部分について、品確法第5条第1項に規定する住宅性能評価（以下「住宅性能評価」という。）を行った場合 品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の写し</u></p> <p>(2) <u>法第35条第2項（法第36条第2項において準</u></p>
---	---

用する場合を含む。)の規定による申出を行う場合において、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定を要する建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画について法第35条第1項(法第36条第2項において準用する場合を含む。)の規定による認定の申請をする場合にあつては、建築基準法第18条の2第1項の規定による知事の委任を受けた者が当該計画について同法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合することを証する書類

3 省令第30条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。

(1) 次のいずれかに該当する機関が申請に係る建築物が法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかの審査を行った場合 当該基準に適合することを証する書類

ア 登録建築物エネルギー消費性能判定機関

イ 登録住宅性能評価機関

(2) 法第12条第6項の規定による適合判定通知書の交付を受けた場合 当該適合判定通知書の写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第22項若しくは第26項に規定する検査済証(以下「検査済証」という。)の写し

(3) 法第35条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた場合 省令第25条第2項に規定する通知書の写し及び検査済証の写し

(4) 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第54条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定を受けた場合 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成24年国土交通省令第86号)第43条第2項に規定する通知書の写し及び検査済証の写し

(5) 申請に係る建築物の住宅部分について、住宅性能評価を行った場合 品確法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書の写し

別記

第1号様式(第4条関係)

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等の工事完了報告書

(略)

(略)	
法第31条第1項に規定する軽微な変更をした場	(略)

別記

第1号様式(第4条関係)

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等の工事完了報告書

(略)

(略)	
法第36条第1項に規定する軽微な変更をした場	(略)

合にあっては、 その内容	合にあっては、 その内容
-----------------	-----------------

(新潟県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部改正)

第3条 新潟県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則(平成25年新潟県規則第2号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(所管行政庁が必要と認める図書)</p> <p>第2条 省令第41条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類</p> <p>ア 次のいずれかに該当する機関が申請に係る低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項各号(第2号を除く。)に掲げる基準に適合するかどうかの審査を行った場合 当該基準に適合することを証する書類</p> <p>(ア) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号) <u>第14条第1項</u>に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関</p> <p>(イ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(所管行政庁が必要と認める図書)</p> <p>第2条 省令第41条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類</p> <p>ア 次のいずれかに該当する機関が申請に係る低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項各号(第2号を除く。)に掲げる基準に適合するかどうかの審査を行った場合 当該基準に適合することを証する書類</p> <p>(ア) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号) <u>第15条第1項</u>に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関</p> <p>(イ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) (略)</p>

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

新潟県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第17号

新潟県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則

新潟県流域下水道事業財務規則（令和2年新潟県規則第34号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後			改正前		
(準用規定) 第145条 事業に関する売買、貸借、請負その他の契約に関しては、法令その他に別段の定めがあるもののほか、財務規則第3章の規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。			(準用規定) 第145条 事業に関する売買、貸借、請負その他の契約に関しては、法令その他に別段の定めがあるもののほか、財務規則第3章の規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
(略)			(略)		
第72条	(略)	地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「政令」という。） <u>第21条の13第1項第1号</u>	第72条	(略)	地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「政令」という。） <u>第21条の14第1項第1号</u>
第72条の2第1項、第73条及び第74条	(略)	政令第21条の13第1項第 <u>3号及び第4号</u>	第72条の2第1項、第73条及び第74条	(略)	政令第21条の14第1項第 <u>3号及び第4号</u>
第74条	(略)	政令第21条の13第1項第 <u>8号</u>	第74条	(略)	政令第21条の14第1項第 <u>8号</u>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新潟県新潟東港臨海用地造成事業財務規程の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第18号

新潟県新潟東港臨海用地造成事業財務規程の一部を改正する規則

新潟県新潟東港臨海用地造成事業財務規程（昭和47年新潟県規則第40号）の一部を次の表のように改正する。

(下線及び太枠部分は改正部分)

改 正 後								改 正 前											
(用語の意義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(3)の2 (略) (4) <u>万代島振興・東港係長</u> 組織規則第6条の11に定める交通政策局港湾振興課万代島振興・東港係の長をいう。 (5)～(10) (略) (会計管理者の事務の専決) 第2条の2 会計管理者は、次に掲げる事務（次項の規定により万代島振興・東港係長に専決させる事務を除く。）を行う権限を港湾振興課課長補佐に専決させる。 (1)～(5) (略) 2 会計管理者は、次に掲げる事務を行う権限を万代島振興・東港係長に専決させる。 (1)～(5) (略) 別表第1 （第6条関係） (1) 収入原因行為専決・委任区分								(用語の意義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(3)の2 (略) (4) <u>万代島・東港管理係長</u> 組織規則第6条の11に定める交通政策局港湾振興課万代島・東港管理係の長をいう。 (5)～(10) (略) (会計管理者の事務の専決) 第2条の2 会計管理者は、次に掲げる事務（次項の規定により万代島・東港管理係長に専決させる事務を除く。）を行う権限を港湾振興課課長補佐に専決させる。 (1)～(5) (略) 2 会計管理者は、次に掲げる事務を行う権限を万代島・東港管理係長に専決させる。 (1)～(5) (略) 別表第1 （第6条関係） (1) 収入原因行為専決・委任区分											
費目		専決・委任区分		副知事	局 長	港湾振興課長	事務所長	分 所 長		費目		専決・委任区分		副知事	局 長	港湾振興課長	事務所長	分 所 長	
		委任	専決					委任	専決										
(収益的収入)										(収益的収入)									

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
営業外 収益	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	雑収益	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
特別利 益	固定資 産売却 益	(略)	(略)	(略)	(略)	500万 円未満	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(資本的 収入)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
企業債 他会計 借入金 他会計 補助金 貸付金 収入金 その他 資本的 収入						〇 〇 〇 〇 〇													

(2) 支出負担行為専決・委任区分

専決・委任区分		局長	副知事	局長	港湾振 興課長	港湾振 興課課 長補佐	事務所長	分所長
(収益的 支出)								
営業費 用	土地売 却原価 一般管 給料				(略)			

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
営業外 収益	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	雑収益	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
特別利 益	固定資 産売却 益	(略)	(略)	(略)	(略)	500万 円未満	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(資本的 収入)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
企業債 他会計 借入金 他会計 補助金 貸付金 収入金 その他 資本的 収入						〇 〇 〇 〇 〇													

(2) 支出負担行為専決・委任区分

専決・委任区分		局長	港湾振 興課長	港湾振 興課課 長補佐	事務所長	分所長
(収益的 支出)						
営業費 用	土地売 却原価 一般管 給料		(略)			

職員手当等	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
賞与引当金繰入額	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
報酬	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
退職給付費	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
法定福利費	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
厚生福利費	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備用品費	<u>100万円超</u>	<u>100万円以下</u>	<u>100万円超</u>	<u>100万円以下</u>			<u>30万円以上</u>	<u>30万円未満</u>	<u>30万円以上</u>
旅費	(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)
修繕費									
電気、機械、土木及び建築工事費	5億円未満	<u>3億円</u> 未満	<u>250万円</u> 未満	<u>3億円</u> 未満	<u>250万円</u> 未満	1億円以上	1億円未満	<u>5,000万円</u> 未満	<u>5,000万円</u> 未満
材料購入費その他	5,000万円未満	(略)	<u>160万円</u> 以下	(略)	<u>160万円</u> 以下	5,000万円以上	5,000万円未満	(略)	(略)
修繕引当金繰入額	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
特別修繕引当	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

職員手当等	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
賞与引当金繰入額	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
報酬	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
退職給付費	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
法定福利費	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
厚生福利費	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備用品費	<u>100万円超</u>	<u>100万円以下</u>	<u>100万円超</u>	<u>100万円以下</u>			<u>30万円以上</u>	<u>30万円未満</u>	<u>30万円以上</u>
旅費	(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)
修繕費									
電気、機械、土木及び建築工事費	5億円未満	<u>3億円</u> 未満	<u>250万円</u> 未満	<u>3億円</u> 未満	<u>250万円</u> 未満	1億円以上	1億円未満	<u>5,000万円</u> 未満	<u>5,000万円</u> 未満
材料購入費その他	5,000万円未満	(略)	<u>160万円</u> 以下	(略)	<u>160万円</u> 以下	5,000万円以上	5,000万円未満	(略)	(略)
修繕引当金繰入額	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
特別修繕引当	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

金繰入額													
貸倒引当金繰入額		(略)								(略)			
その他引当金繰入額		(略)								(略)			
賃借料		80万円超	80万円以下	80万円超	80万円以下					30万円以上	30万円未満	30万円以上	30万円未満
委託料	1,000万円以上	(略)	100万円以下	(略)	100万円以下					(略)		(略)	
報償費			〇		〇					30万円以上	30万円未満	30万円以上	30万円未満
備品費	7,000万円未満	(略)	160万円以下	(略)	160万円以下					(略)		(略)	
通信運搬費		100万円超	100万円以下	100万円超	100万円以下					30万円以上	30万円未満	30万円以上	30万円未満
負担金	1,000万円以上	(略)	100万円以下	(略)	100万円以下					(略)		(略)	
土地維持管理費		(略)		(略)	(略)					(略)		(略)	(略)
雑費		(略)		(略)	(略)					(略)		(略)	(略)
減価償却費		(略)								(略)			
資産減耗費		(略)								(略)			
営業外 支払利		(略)								(略)			

金繰入額													
貸倒引当金繰入額		(略)											
その他引当金繰入額		(略)											
賃借料		80万円超	80万円以下	80万円超	80万円以下					30万円以上	30万円未満	30万円以上	30万円未満
委託料	1,000万円以上	(略)	100万円以下	(略)	100万円以下					(略)		(略)	
報償費			〇		〇					30万円以上	30万円未満	30万円以上	30万円未満
備品費	7,000万円未満	(略)	160万円以下	(略)	160万円以下					(略)		(略)	
通信運搬費		100万円超	100万円以下	100万円超	100万円以下					30万円以上	30万円未満	30万円以上	30万円未満
負担金	1,000万円以上	(略)	100万円以下	(略)	100万円以下					(略)		(略)	
土地維持管理費		(略)		(略)	(略)					(略)		(略)	(略)
雑費		(略)		(略)	(略)					(略)		(略)	(略)
減価償却費		(略)								(略)			
資産減耗費		(略)								(略)			
営業外 支払利		(略)								(略)			

費用	息及び 企業債 取扱諸 費																			
	雑支出	(略)																		
特別損 失	固定資 産売却 損	2,000万円未満								2,000 万円未 満	1,000 万円未 満									
	減損損 失	2,000万円未満								2,000 万円未 満	1,000 万円未 満									
	災害に よる損 失	2,000万円未満								2,000 万円未 満	1,000 万円未 満									
	過年度 損益修 正損	300万円以上	(略)							500万 円以上	500万 円未満	(略)								
	その他 特別損 失	300万円以上	(略)							500万 円以上	500万 円未満	(略)								
(資本的 支出)	用地費		(略)		(略)							(略)								
用地造 成事業 費	補償費		(略)		(略)							(略)								
	委託料	2,000万円以上	(略)	<u>100万 円以下</u>	(略)	100万 円以下				3,000 万円以 上	3,000 万円未 満	(略)	(略)					100万 円未満		
	造成工 事費	5億円未満	(略)	<u>250万 円以下</u>	(略)	<u>250万 円以下</u>				5億円 未満	4億円 未満	(略)	(略)							
	仮設備 費	7,000万円未満	(略)	<u>160万 円以下</u>	(略)	<u>160万 円以下</u>				7,000 万円未 満	3,000 万円未 満	(略)	(略)							

	機械備 品購入 費	7,000万円未満	(略)	160万 円以下	(略)	160万 円以下															
	借入金 返済金		○																		
	企業債 償還金		○																		
	投資そ 他の 資産	投資有 価証券 出資金	(略)																		
		自動車 リサイ クル料 金	(略)																		
	無形固 定資産 取得費		(略)																		
(3)	(略)																				
注	(略)																				

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の前になされた支出負担行為に係る支出命令及びこれに併せて行う調定をする権限については、なお従前の例による。

訓令

- ◎新潟県訓令第2号
- ◎新潟県議会訓令第1号
- ◎新潟県人事委員会訓令第1号
- ◎新潟県監査委員訓令第1号

本 庁
 地 域 機 関
 県 議 会 事 務 局
 人 事 委 員 会 事 務 局
 監 査 委 員 事 務 局
 労 働 委 員 会 事 務 局

新潟県職員健康管理規程（昭和52年4月新潟県訓令第11号、昭和52年4月新潟県議会訓令第3号、昭和52年4月新潟県人事委員会訓令第3号、昭和52年4月新潟県監査委員訓令第3号）の一部を次の表のように改正し、令和7年4月1日から実施する。

令和7年3月28日

新潟県知事 花角 英世
 新潟県議会議長 皆川 雄二
 新潟県人事委員会委員長 氏家 信彦
 新潟県代表監査委員 八木 浩幸

(下線及び太枠部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前																																				
<p>別表第3 (第4条関係)</p> <p style="text-align: center;">特殊定期健康診断</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 20%;">対象者</th> <th style="width: 45%;">検査の項目</th> <th style="width: 20%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">9</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	対象者	検査の項目	備考	(略)				9	(略)			10	(略)			<p>別表第3 (第4条関係)</p> <p style="text-align: center;">特殊定期健康診断</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 20%;">対象者</th> <th style="width: 45%;">検査の項目</th> <th style="width: 20%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">9</td> <td style="text-align: center;">介護者 検診</td> <td style="text-align: center;">重度心身 障害児・ 者の介護 業務に従 事する職 員</td> <td style="text-align: center;">年2 回</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">11</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	対象者	検査の項目	備考	(略)				9	介護者 検診	重度心身 障害児・ 者の介護 業務に従 事する職 員	年2 回	10	(略)			11	(略)		
区分	対象者	検査の項目	備考																																		
(略)																																					
9	(略)																																				
10	(略)																																				
区分	対象者	検査の項目	備考																																		
(略)																																					
9	介護者 検診	重度心身 障害児・ 者の介護 業務に従 事する職 員	年2 回																																		
10	(略)																																				
11	(略)																																				

◎新潟県訓令第3号

本 庁
地 域 機 関

新潟県職員研修規程（平成元年3月新潟県訓令第5号）の一部を次の表のように改正し、令和7年4月1日から実施する。

令和7年3月28日

新潟県知事 花 角 英 世

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(研修の種類)	(研修の種類)
第5条 研修の種類は、職場研修、研修所研修、政策形成研修、専門研修、派遣研修、 <u>キャリア支援研修</u> 、特別研修及び自己啓発支援とする。	第5条 研修の種類は、職場研修、研修所研修、政策形成研修、専門研修、派遣研修、特別研修及び自己啓発支援とする。
第10条 (略)	第10条 (略)
(<u>キャリア支援研修</u>)	
第11条 <u>キャリア支援研修は、職員の主体的なキャリア形成に係る支援を目的とし、別に定めるところにより実施するものとする。</u>	
第12条 (略)	第11条 (略)
第13条 (略)	第12条 (略)
第14条 (略)	第13条 (略)
第15条 (略)	第14条 (略)
第16条 (略)	第15条 (略)
第17条 (略)	第16条 (略)
第18条 (略)	第17条 (略)
第19条 (略)	第18条 (略)
第20条 (略)	第19条 (略)
第21条 (略)	第20条 (略)
第22条 (略)	第21条 (略)

◎新潟県訓令第4号

土木部道路管理課
地域振興局

新潟県道路監理員規程（昭和37年10月新潟県訓令第26号）の一部を次の表のように改正し、令和7年4月1日から実施する。

令和7年3月28日

新潟県知事 花角 英世

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(監理員の指定)</p> <p>第3条 監理員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 地域振興局地域整備部の庶務課及び業務課の道路管理担当の<u>事務専門幹、副参事、行政専門員、係長</u>、主査、専門員、主任及び主事、用地・行政課の道路管理担当の<u>事務専門幹、副参事、行政専門員、課長代理、主査、専門員、主任</u>及び主事、維持管理課の<u>技術専門幹、技術専門員、課長代理、主査、専門員、主任</u>及び技師、道路課及び道路・都市整備課の<u>技術専門幹、技術専門員</u>及び課長代理並びに維持管理事務所の維持管理課の課長、<u>技術専門幹、技術専門員、課長代理、主査、専門員、主任</u>及び技師並びに工務課の課長、道路管理担当の<u>技術専門幹、技術専門員</u>及び課長代理</p> <p>(6) 新潟地域振興局新津地域整備部の用地・行政課の道路管理担当の<u>事務専門幹、副参事、行政専門員、課長代理、主査、専門員、主任</u>及び主事、維持管理課の<u>技術専門幹、技術専門員、課長代理、主査、専門員、主任</u>及び技師並びに工務課の<u>技術専門幹、技術専門員</u>及び課長代理</p> <p>(7) 新潟地域振興局津川地区振興事務所の用地・行政課の道路管理担当の<u>事務専門幹、副参事、行政専門員、課長代理、主査、専門員、主任</u>及び主事、維持管理課の<u>技術専門幹、技術専門員、課長代理、主査、専門員、主任</u>及び技師並びに土木整備課の道路管理担当の<u>技術専門幹、技術専門員</u>及び課長代理</p>	<p>(監理員の指定)</p> <p>第3条 監理員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 地域振興局地域整備部の庶務課及び業務課の道路管理担当の<u>係長</u>、副参事、主査、専門員、主任及び主事、用地・行政課の道路管理担当の<u>課長代理、副参事、主査、専門員、主任</u>及び主事、維持管理課の技術専門員、課長代理、主査、専門員、主任及び技師、道路課及び道路・都市整備課の課長代理並びに維持管理事務所の維持管理課の課長、技術専門員、課長代理、主査、専門員、主任及び技師並びに工務課の課長、道路管理担当の技術専門員及び課長代理</p> <p>(6) 新潟地域振興局新津地域整備部の用地・行政課の道路管理担当の<u>課長代理、副参事、主査、専門員、主任</u>及び主事、維持管理課の技術専門員、課長代理、主査、専門員、主任及び技師並びに工務課の課長代理</p> <p>(7) 新潟地域振興局津川地区振興事務所の用地・行政課の道路管理担当の<u>課長代理、副参事、主査、専門員、主任</u>及び主事、維持管理課の技術専門員、課長代理、主査、専門員、主任及び技師並びに土木整備課の道路管理担当の課長代理</p>

◎新潟県訓令第5号

土木部河川管理課
地域振興局

新潟県河川監理員規程（昭和40年3月新潟県訓令第4号）の一部を次の表のように改正し、令和7年4月1日から実施する。

令和7年3月28日

新潟県知事 花角 英世

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(監理員)</p> <p>第2条 監理員は、次に掲げる職にある者をもつて充てる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 地域振興局地域整備部の庶務課及び業務課の河川管理担当の<u>事務専門幹、副参事、行政専門員、係長</u>、主査、専門員、主任及び主事、用地・行政課の河川管理担当の<u>事務専門幹、副参事、行政専門員、課長代理</u>、主査、専門員、主任及び主事、治水課の<u>技術専門幹、技術専門員、課長代理</u>、主査、専門員、主任及び技師、ダム管理課の<u>技術専門幹、技術専門員、係長</u>、主査、専門員、主任及び技師、治水・港湾課の<u>技術専門幹、技術専門員、課長代理</u>、主査、専門員、主任及び技師、河川・砂防課の<u>技術専門幹、技術専門員、課長代理</u>、主査、専門員、主任及び技師並びに維持管理事務所の工務課の課長、河川管理担当の<u>技術専門幹、技術専門員、課長代理</u>、主査、専門員、主任及び技師</p> <p>(7) 新潟地域振興局新津地域整備部の用地・行政課の河川管理担当の<u>事務専門幹、副参事、行政専門員、課長代理</u>、主査、専門員、主任及び主事、工務課の<u>技術専門幹、技術専門員、課長代理</u>、主査、専門員、主任及び技師並びにダム管理課の<u>技術専門幹、技術専門員、係長</u>、主査、専門員、主任及び技師</p> <p>(8) 新潟地域振興局津川地区振興事務所の用地・行政課の河川管理担当の<u>事務専門幹、副参事、行政専門員、課長代理</u>、主査、専門員、主任及び主事並びに土木整備課の河川管理担当の<u>技術専門幹、技術専門員、課長代理</u>、主査、専門員、主任及び技師</p>	<p>(監理員)</p> <p>第2条 監理員は、次に掲げる職にある者をもつて充てる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 地域振興局地域整備部の庶務課及び業務課の河川管理担当の<u>係長</u>、副参事、主査、専門員、主任及び主事、用地・行政課の河川管理担当の<u>課長代理</u>、副参事、主査、専門員、主任及び主事、治水課の技術専門員、課長代理、主査、専門員、主任及び技師、ダム管理課の技術専門員、係長、主査、専門員、主任及び技師、治水・港湾課の技術専門員、課長代理、主査、専門員、主任及び技師、河川・砂防課の技術専門員、課長代理、主査、専門員、主任及び技師並びに維持管理事務所の工務課の課長、河川管理担当の技術専門員、課長代理、主査、専門員、主任及び技師</p> <p>(7) 新潟地域振興局新津地域整備部の用地・行政課の河川管理担当の<u>課長代理</u>、副参事、主査、専門員、主任及び主事、工務課の技術専門員、課長代理、主査、専門員、主任及び技師並びにダム管理課の技術専門員、係長、主査、専門員、主任及び技師</p> <p>(8) 新潟地域振興局津川地区振興事務所の用地・行政課の河川管理担当の<u>課長代理</u>、副参事、主査、専門員、主任及び主事並びに土木整備課の河川管理担当の技術専門員、課長代理、主査、専門員、主任及び技師</p>

◎新潟県訓令第6号

本 庁
流域下水道事務所

新潟県流域下水道事業財務規則（令和2年新潟県規則第34号）による帳票その他の書類の様式（令和2年6月新潟県訓令第17号）の一部を次の表のように改正し、令和7年4月1日から実施する。

令和7年3月28日

新潟県知事 花 角 英 世

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前										
<p>第9号様式（第20条、第54条、第57条関係）</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td></tr> <tr><td>随契理由 ()</td></tr> <tr><td>(略)</td></tr> </table>	(略)	(略)	随契理由 ()	(略)	<p>第9号様式（第20条、第54条、第57条関係）</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td></tr> <tr><td>随契理由 <u>政令第21条の14第1項第 号</u>()</td></tr> <tr><td>(略)</td></tr> </table>	(略)	(略)	随契理由 <u>政令第21条の14第1項第 号</u> ()	(略)		
(略)											
(略)											
随契理由 ()											
(略)											
(略)											
(略)											
随契理由 <u>政令第21条の14第1項第 号</u> ()											
(略)											
<p>第28号様式（第38条関係）</p> <p>納入通知書兼領収証書</p> <p>(略)</p> <p>納付書（控）</p> <p>(略)</p> <p>調定No.</p> <p>(略)</p> <p>銀行 支店</p> <p>(略)</p> <p>納付書</p> <p>(略)</p> <p>調定No.</p> <p>(略)</p> <p>銀行 支店</p> <p>(略)</p> <p>収納済通知書</p> <p>(略)</p>	<p>第28号様式（第38条関係）</p> <p>納入通知書兼領収証書 <u>電信</u></p> <p>(略)</p> <p>納付書（控） <u>電信</u></p> <p>(略)</p> <p>調定No.<u>(必ずインプットして下さい)</u></p> <p>(略)</p> <p>銀行 支店 <u>()</u></p> <p>(略)</p> <p>納付書 <u>電信</u></p> <p>(略)</p> <p>調定No.<u>(必ずインプットして下さい)</u></p> <p>(略)</p> <p>銀行 支店 <u>()</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(領収証書及び納付書控以外2枚を被仕向店へ送付して下さい)</u></p> <p>収納済通知書 <u>電信</u></p> <p>(略)</p>										
<p>第32号様式（第54条関係）</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td></tr> <tr><td>随契理由 ()</td></tr> <tr><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td></tr> </table> <p>注 (略)</p>	(略)	(略)	随契理由 ()	(略)	(略)	<p>第32号様式（第54条関係）</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td></tr> <tr><td>随契理由 <u>政令第21条の14第1項第 号</u>()</td></tr> <tr><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td></tr> </table> <p>注 (略)</p>	(略)	(略)	随契理由 <u>政令第21条の14第1項第 号</u> ()	(略)	(略)
(略)											
(略)											
随契理由 ()											
(略)											
(略)											
(略)											
(略)											
随契理由 <u>政令第21条の14第1項第 号</u> ()											
(略)											
(略)											
<p>第40号様式（第77条関係）</p> <p>返納通知書兼領収証書</p> <p>(略)</p> <p>返納金納付書（控）</p> <p>(略)</p>	<p>第40号様式（第77条関係）</p> <p>返納通知書兼領収証書 <u>電信</u></p> <p>(略)</p> <p>返納金納付書（控） <u>電信</u></p> <p>(略)</p>										

(略)	返納No.	(略)	返納No. <u>(必ずインプットして下さい)</u>
(略)	銀行 支店	(略)	銀行 支店 <u>()</u>
(略)	返納金納付書	(略)	返納金納付書 <u>電信</u>
(略)	返納No.	(略)	返納No. <u>(必ずインプットして下さい)</u>
(略)	銀行 支店	(略)	銀行 支店 <u>()</u>
(略)		(略)	<u>(領収証書及び納付書控以外2枚を被仕向店へ送付して下さい)</u>
(略)	返納金収納済通知書	(略)	返納金収納済通知書 <u>電信</u>

◎新潟県訓令第7号

本 庁
地 域 機 関

新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号)第223条の規定により帳票その他の書類の様式を定める訓令(平成5年3月新潟県訓令第7号)の一部を次の表のように改正し、令和7年4月1日から実施する。

令和7年3月28日

新潟県知事 花 角 英 世

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>第16号様式 (第27条関係) 継続費再配付書</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">課長 印</p> <p>(略)</p>	<p>第16号様式 (第27条関係) 継続費再配付書</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">部局長 印</p> <p>(略)</p>
<p>第19号様式 (第27条関係) 債務負担行為再配付書</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">課長 印</p> <p>(略)</p>	<p>第19号様式 (第27条関係) 債務負担行為再配付書</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">部局長 印</p> <p>(略)</p>
<p>第77号様式 (第116条、第121条関係)</p> <p>(略)</p> <p><u>注 署名する場合は、押印を省略することができること。</u></p>	<p>第77号様式 (第116条、第121条関係)</p> <p>(略)</p>

◎新潟県訓令第8号

本 庁
地 域 機 関

新潟県物品会計規則(昭和39年新潟県規則第13号)第5条第1項の規定による物品の分類基準を定める訓令(平成4年3月新潟県訓令第19号)の一部を次の表のように改正し、令和7年4月1日から実施する。

令和7年3月28日

新潟県知事 花 角 英 世

(下線部分は改正部分)

改 正 後			改 正 前		
新潟県物品会計規則(昭和39年新潟県規則第13号)第5条第1項の規定による物品の分類基準を次のように定め、平成4年4月1日から実施し、新潟県物品会計規則(昭和39年新潟県規則第13号)第5条第1項の規定による物品の分類基準(昭和39年3月新潟県訓令第7号)は、平成4年3月31日限り廃止する。			新潟県物品会計規則(昭和39年新潟県規則第13号)第5条第1項の規定による物品の分類基準を次のように定め、平成4年4月1日から実施し、新潟県物品会計規則(昭和39年新潟県規則第13号)第5条第1項の規定による物品の分類基準(昭和39年3月新潟県訓令第7号)は、平成4年3月31日限り廃止する。		
物品分類基準表			物品分類基準表		
大分類	中分類	説明及び例示品目	大分類	中分類	説明及び例示品目
備品類		物品のうち、その性質又は形状を変えずに比較的長期の使用に耐えるもの。ただし、別に定めるもの以外の物品で、その取得単価(取得単価がない場合又は取得単価が不明の場合は、見積単価)が <u>10万円未滿のもの</u> を除く。	備品類		物品のうち、その性質又は形状を変えずに比較的長期の使用に耐えるもの。ただし、 <u>公印類、E T Cカード、コーポレートカード及びりゅーと乗車券</u> 以外の物品で、その取得単価(取得単価がない場合又は取得単価が不明の場合は、見積単価)が <u>5万円未滿のもの</u> を除く。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	雑品	他の分類に属さない物品 暗幕、額縁、網類、水槽、ロープ類、移動組立式小屋、E T Cカード、 <u>コーポレートカード</u> 、りゅーと乗車券等	雑品		他の分類に属さない物品 暗幕、額縁、網類、水槽、ロープ類、移動組立式小屋、E T Cカード、 <u>コーポレートカード</u> 、りゅーと乗車券等
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

告 示

◎新潟県告示第318号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定により指定納付受託者を指定した。

令和7年3月28日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 指定納付受託者の所在地及び名称
東京都江東区豊洲三丁目3番3号
株式会社N T Tデータ
- 2 指定納付受託者に納付させる歳入
一般旅券発給事務手数料

3 指定期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

◎新潟県告示第319号

自然公園法(昭和32年法律第161号)第9条第2項の規定により決定した佐渡弥彦米山国定公園の公園事業(昭和53年10月11日新潟県告示第2212号)の一部を次のとおり変更する。

令和7年3月28日

新潟県知事 花角 英世

変更後	変更前
1 事業の名称 佐潟園地事業	1 事業の名称 佐潟園地事業
2 事業の位置 新潟市西区赤塚	2 事業の位置 新潟市西区赤塚
3 事業の主体 新潟市	3 事業の主体 新潟市赤塚地区自治連絡協議会
4 事業の内容 園地及び展望施設整備 (東屋、ベンチ、野鳥観察舎)	4 事業の内容 手づくりのむら(園地)施設等整備 (ベンチ、ブランコ、スベリ台等)

◎新潟県告示第320号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第7条第1項の規定により、上越市に係る上越農業振興地域(令和3年新潟県告示第865号)の区域を次のとおり変更する。

令和7年3月28日

新潟県知事 花角 英世

1 変更した地域の名称

上越農業振興地域

2 区域

上越市のうち、次の図面(農業振興地域の整備に関する法律施行規則(昭和44年農林省令第45号)第2条第3号の平面図、以下同様)の青色及び赤色の枠線で囲まれた区域(図面省略)

図面は、新潟県農林水産部地域農政推進課及び上越地域振興局農林振興部で縦覧する。

3 変更年月日

令和7年3月28日

◎新潟県告示第321号

私立学校振興助成法(昭和50年法律第61号)第14条第2項の規定に基づき、知事を所轄庁とする学校法人が同項の規定により計算書類及びその附属明細書について受ける公認会計士又は監査法人の監査について、次のとおり定め、令和7年度の監査から適用する。

私立学校振興助成法の規定に基づく監査事項の指定(平成28年3月新潟県告示第331号)は、令和6年度の監査報告書を限りとして廃止する。

令和7年3月28日

新潟県知事 花角 英世

学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号)の定めるところに従って、会計処理が行われ、計算書類及びその附属明細書が作成されているかどうかについて監査を受けること。

◎新潟県告示第322号

私立学校振興助成法施行規則(令和6年文部科学省令第29号)第2条第4号の規定に基づき、知事を所轄庁とする学校法人に係る私立学校振興助成法施行規則第2条第4号に掲げる所轄庁が定める書類を次のとおり定める。

令和7年3月28日

新潟県知事 花角 英世

知事を所轄庁とする学校法人に係る私立学校振興助成法施行規則第2条第4号に掲げる所轄庁が定める書類

知事を所轄庁とする学校法人に係る私立学校振興助成法施行規則第2条第4号に掲げる所轄庁が定める書類は、人件費支出内訳表が同令第5条の定めるところにより作成されているかどうかに関する公認会計士（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人の監査報告とする。

附 則

（施行期日）

令和7年4月1日から実施し、令和7年度に係る書類の提出から適用する。

◎新潟県告示第323号

平成27年3月新潟県告示第369号（自動車税の税率の特例の適用を受ける自動車）は、令和7年3月31日限り廃止する。

令和7年3月28日

新潟県知事 花 角 英 世

◎新潟県告示第324号

国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金、財政安定化基金及び標準保険料率に関する省令（平成29年厚生労働省令第111号。以下「省令」という。）第10条、第16条及び第25条並びに新潟県国民健康保険法施行条例（平成29年新潟県条例第47号。以下「条例」という。）第10条、第12条、第15条、第16条及び第19条により、次の表の左欄に掲げる係数等の令和7年度の数を、同表の右欄に掲げる数とする。

令和7年3月28日

新潟県知事 花 角 英 世

省令第10条の知事が定める一般納付金基礎額調整係数	1.0691195106900
省令第16条の知事が定める後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数	0.999999987584
省令第25条の知事が定める介護納付金納付金基礎額調整係数	0.999999956946
条例第10条の知事が定める医療費指数反映係数	1
条例第12条の知事が定める一般納付金所得係数	0.8580970518280
条例第15条の知事が定める一般納付金被保険者均等割指数	0.7
条例第16条の知事が定める後期高齢者支援金等納付金所得係数	0.8441091513017
条例第19条の知事が定める介護納付金納付金所得係数	0.8690747371053

◎新潟県告示第325号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和7年3月28日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称
新潟県立魚沼基幹病院
- 2 指定管理者となる団体の所在地及び名称
新潟市中央区新光町4番地1
一般財団法人新潟県地域医療推進機構
- 3 指定の期間
令和7年4月1日から令和17年3月31日まで
- 4 指定年月日
令和7年3月21日

◎新潟県告示第326号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第3項の規定により、障害者就業・生活支援センターの事務所の所在地を次のとおり変更する旨の届出があった。

令和7年3月28日

新潟県知事 花角 英世

名称	社会福祉法人十日町福祉会 障害者就業・生活支援センターあおぞら	
事務所の所在地	変更前	新潟県十日町市本町2丁目333番地1
	変更後	新潟県十日町市高田町3丁目南442番地
変更年月日	令和7年5月1日	

◎新潟県告示第327号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。

令和7年3月28日

新潟県知事 花角 英世

1 農用地利用集積等促進計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
村上市	12者	門前諏訪前2738番ほか83筆 11.2ha
新発田市	28者	中田町1丁目1227番3ほか240筆 32.2ha
阿賀野市	49者	保田山ノ下68番1ほか388筆 36.2ha
聖籠町	5者	大夫興野大橋下2007番1ほか16筆 1.5ha
新潟市	112者	北区浦木西割1577番ほか1,102筆 99.6ha
五泉市	7者	南田中宮ノ越甲689番ほか75筆 8.7ha
三条市	10者	大宮新田出来潟792番ほか24筆 3.9ha
燕市	4者	東太田阿根6148番ほか57筆 3.4ha
長岡市	32者	川崎町花子1592番ほか222筆 19.4ha
小千谷市	2者	池ヶ原東原1265番ほか5筆 1.2ha
見附市	2者	椿澤町宮田1549番ほか1筆 0.2ha
魚沼市	5者	根小屋舞台1203番1-1ほか27筆 2.2ha
南魚沼市	5者	寺尾家ノ前202番1ほか55筆 4.6ha
上越市	15者	島田諏訪田1350番1ほか173筆 32.2ha
糸魚川市	12者	東海大明神327番1ほか134筆 9.2ha
佐渡市	18者	城腰下新田1838番ほか135筆 11.9ha
合計	318者	2,753筆 277.6ha

2 認可年月日

令和7年3月28日

◎新潟県告示第328号

くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、するめいか及びすけとうだら日本海北部系群に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量（令和7年3月新潟県告示第256号）の一部を令和7年3月14日に次のように変更したので、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定により準用する同条第4項の規定により公表する。

令和7年3月28日

新潟県知事 花角 英世

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
1	くろまぐろ（小型魚）	1	くろまぐろ（小型魚）
	知事管理区分		知事管理区分
	新潟県くろまぐろ		新潟県くろまぐろ
	134.156トン		133.956トン

2	(小型魚) 漁業		2	(小型魚) 漁業	
	くろまぐろ (大型魚)			くろまぐろ (大型魚)	
	知事管理区分	知事管理漁獲可能量		知事管理区分	知事管理漁獲可能量
	新潟県くろまぐろ (大型魚) 漁業	58.225トン		新潟県くろまぐろ (大型魚) 漁業	67.625トン
3～4 (略)			3～4 (略)		

◎新潟県告示第329号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項に基づき、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、するめいか及びすけとうだら日本海北部系群に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和7年3月28日

新潟県知事 花角 英世

くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、するめいか及びすけとうだら日本海北部系群に関する令和7管理年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間をいう。）における漁業法第16条第1項に掲げる知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

1 くろまぐろ（小型魚）

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
新潟県くろまぐろ（小型魚）漁業	103.257トン

2 くろまぐろ（大型魚）

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
新潟県くろまぐろ（大型魚）漁業	130.284トン

3 するめいか

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
新潟県するめいか漁業	現行水準

4 すけとうだら日本海北部系群

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
新潟県すけとうだら漁業	現行水準

◎新潟県告示第330号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、令和6年度地籍調査事業計画（令和7年3月14日告示第261号）を次のとおり変更する。

令和7年3月28日

新潟県知事 花角 英世

調査を行う者の名称	調査区域	調査期間

柏崎市	柏崎市の第1計画区・第2-1計画区・第2-2計画区及び第3-1計画区	令和8年3月31日まで
新発田市	新発田市の第7-1計画区	令和7年3月31日まで
小千谷市	小千谷市の第31-2計画区・第32計画区・第33計画区・第34計画区及び第35計画区	〃
十日町市	十日町市の八箇第1計画区・八箇第2計画区・八箇第3計画区・松代第2計画区・松代第3計画区及び松代第4計画区	令和8年3月31日まで
見附市	見附市の第10計画区	令和7年3月31日まで
村上市	村上市の神林第35計画区及び朝日第37計画区	〃
燕市	燕市の第45計画区	〃
糸魚川市	糸魚川市の第28-1計画区・第31-2計画区・第28-2計画区及び第31-1計画区	令和8年3月31日まで
妙高市	妙高市の第1-2計画区及び第1-3-1計画区	令和7年3月31日まで
阿賀野市	阿賀野市の第42計画区・第43計画区及び第44-1計画区	令和8年3月31日まで
魚沼市	魚沼市の第11計画区・第17-2計画区・第17-3計画区・第23計画区・第43計画区・第46計画区・第48-1-1計画区・第58-1計画区及び第58-2計画区	令和7年3月31日まで
南魚沼市	南魚沼市の第12-2計画区・第12-3計画区・第13計画区及び第14計画区	〃
弥彦村	弥彦村の第44計画区及び第45計画区	〃
阿賀町	阿賀町の第11計画区・第12計画区及び第13-1計画区	〃
出雲崎町	出雲崎町の第6計画区・第7計画区・第8計画区・第9-1計画区・第9-2計画区及び第10計画区	令和8年3月31日まで

湯沢町	湯沢町の第2020-2計画区・2020-3計画区・2020-4計画区・2024-1計画区及び2024-2計画区	令和7年3月31日まで
刈羽村	刈羽村の第16-2計画区・第16-3計画区・第16-4計画区・第16-5計画区・第17-1計画区・第17-2計画区・第17-3計画区・第18-1計画区・第18-2計画区及び第19-1計画区	令和8年3月31日まで
湯之谷地域 森林組合	魚沼市の湯森林第1-1計画区・湯森林第2-1計画区・湯森林第2-2計画区・湯森林第3-1計画区・湯森林第3-2-1計画区及び湯森林第3-2-2計画区	令和7年3月31日まで

◎新潟県告示第331号

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により定めた新潟県土地利用計画（平成29年3月新潟県告示第387号）を次のとおり変更する。

なお、変更後の土地利用基本計画図は、新潟県土木部用地・土地利用課及び関係市町村において縦覧に供する。
令和7年3月28日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県土地利用基本計画図の変更

- 1 森林地域について次の区域を拡大する。

区域	面積（ヘクタール）
村上市の一部	31
関川村の一部	168
阿賀野市の一部	14
魚沼市の一部	234
十日町市の一部	115
津南町の一部	86
上越市の一部	289
佐渡市の一部	720

- 2 森林地域について次の区域を縮小する。

区域	面積（ヘクタール）
五泉市の一部	14
糸魚川市の一部	10

◎新潟県告示第332号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和7年3月28日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新潟燕線
- 3 道路の区域

区	間	新旧の別	敷地の幅員	延長
---	---	------	-------	----

燕市小高字藤曲5349番3から	新	7.9～23.9メートル	79.2メートル
同市小高字古苗代4910番まで	旧	7.9～23.9メートル	79.2メートル

◎新潟県告示第333号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和7年3月28日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 403号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長
長岡市中野北195番1から	新	7.0～16.0メートル	310.0メートル
同市中野北370番まで	旧	6.2～13.4メートル	310.0メートル

◎新潟県告示第334号

特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第3条第4項の規定により、特定都市河川及び特定都市河川流域を次のとおり指定する。

その関係図面は、荒川水系烏川特定都市河川流域については、新潟県土木部河川管理課、村上地域振興局地域整備部及び新発田地域振興局地域整備部に、荒川水系前川・太田沢川特定都市河川流域については、新潟県土木部河川管理課、村上地域振興局地域整備部に、備え置いて縦覧に供する。

令和7年3月28日

新潟県知事 花角 英世

- 1 特定都市河川
 - (1) 荒川水系烏川特定都市河川

名称	区間	
	上流端	下流端
烏川	左岸：胎内市下館字坪頭1615番2地先 右岸：胎内市下館字坪頭1615番2地先	荒川への合流点
春木山大沢川	左岸：村上市春木山字前山1981地先の砂防堰堤 右岸：村上市春木山字前山1981地先の砂防堰堤	烏川への合流点
梨の木川	左岸：村上市大字梨木字元山国有林1302林班ほ1小班地先の砂防堰堤下流端 右岸：村上市大字梨木字元山国有林1302林班ほ1小班地先の砂防堰堤下流端	烏川への合流点
蔵王川	左岸：胎内市蔵王字堂前坊638番地先 右岸：胎内市蔵王字堂前坊638番地先	烏川への合流点

- (2) 荒川水系前川特定都市河川

名称	区間	
	上流端	下流端
前川	左岸：岩船郡関川村大字小見字裏山348番地先の西山刃取水口 右岸：岩船郡関川村大字小見字裏山348番地先の西山刃取水口	荒川への合流点

- (3) 荒川水系太田沢川特定都市河川

名称	区間	
	上流端	下流端
太田沢川	左岸：岩船郡関川村大字高田字上山国有林1381林班へ小班地先 右岸：岩船郡関川村大字若山字深沢557番1地先	女川への合流点

2 特定都市河川流域

村上市、胎内市及び関川村のうち、次の図面の赤色枠で囲まれた部分の区域
(図面省略)

◎新潟県告示第335号

特定都市河川浸水被害対策法施行令(平成16年政令第168号)第9条第2項の規定により、令和7年新潟県告示第334号で指定した特定都市河川流域における基準降雨を次のとおり定める。

令和7年3月28日

新潟県知事 花角 英世

時		分	降雨強度 (mm/h)	時	分	降雨強度 (mm/h)	時	分	降雨強度 (mm/h)	時	分	降雨強度 (mm/h)
		0-10	2.6	6	0-10	4.1	12	0-10	57.6	18	0-10	4.0
		10-20	2.6		10-20	4.2		10-20	33.3		10-20	4.0
		20-30	2.6		20-30	4.3		20-30	24.5		20-30	3.9
		30-40	2.6		30-40	4.4		30-40	19.8		30-40	3.8
		40-50	2.7		40-50	4.5		40-50	16.8		40-50	3.8
		50-60	2.7		50-60	4.6		50-60	14.7		50-60	3.7
1		0-10	2.7	7	0-10	4.7	13	0-10	13.1	19	0-10	3.6
		10-20	2.7		10-20	4.8		10-20	11.9		10-20	3.6
		20-30	2.8		20-30	4.9		20-30	10.9		20-30	3.5
		30-40	2.8		30-40	5.1		30-40	10.1		30-40	3.5
		40-50	2.8		40-50	5.2		40-50	9.5		40-50	3.4
		50-60	2.9		50-60	5.4		50-60	8.9		50-60	3.4
2		0-10	2.9	8	0-10	5.5	14	0-10	8.4	20	0-10	3.3
		10-20	2.9		10-20	5.7		10-20	8.0		10-20	3.3
		20-30	3.0		20-30	5.9		20-30	7.6		20-30	3.2
		30-40	3.0		30-40	6.1		30-40	7.2		30-40	3.2
		40-50	3.0		40-50	6.3		40-50	6.9		40-50	3.1
		50-60	3.1		50-60	6.5		50-60	6.7		50-60	3.1
3		0-10	3.1	9	0-10	6.8	15	0-10	6.4	21	0-10	3.1
		10-20	3.2		10-20	7.1		10-20	6.2		10-20	3.0
		20-30	3.2		20-30	7.4		20-30	6.0		20-30	3.0
		30-40	3.2		30-40	7.8		30-40	5.8		30-40	3.0
		40-50	3.3		40-50	8.2		40-50	5.6		40-50	2.9
		50-60	3.3		50-60	8.6		50-60	5.4		50-60	2.9
4		0-10	3.4	10	0-10	9.2	16	0-10	5.3	22	0-10	2.9
		10-20	3.4		10-20	9.8		10-20	5.1		10-20	2.8
		20-30	3.5		20-30	10.5		20-30	5.0		20-30	2.8
		30-40	3.5		30-40	11.4		30-40	4.9		30-40	2.8
		40-50	3.6		40-50	12.5		40-50	4.8		40-50	2.7
		50-60	3.7		50-60	13.8		50-60	4.7		50-60	2.7
5		0-10	3.7	11	0-10	15.6	17	0-10	4.6	23	0-10	2.7
		10-20	3.8		10-20	18.1		10-20	4.5		10-20	2.6
		20-30	3.8		20-30	21.8		20-30	4.4		20-30	2.6
		30-40	3.9		30-40	28.1		30-40	4.3		30-40	2.6
		40-50	4.0		40-50	41.6		40-50	4.2		40-50	2.6
		50-60	4.1		50-60	113.7		50-60	4.1		50-60	2.5

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第7項の規定により信濃川水系信濃川中流圏域河川整備計画（令和元年9月6日新潟県告示第403号）を変更したので、当該変更後の河川整備計画（又はその写し）を新潟県土木部河川管理課、長岡地域振興局地域整備部、三条地域振興局地域整備部及び柏崎地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

令和7年3月28日

新潟県知事 花角 英世

◎新潟県告示第337号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、次の都市計画を変更した。

なお、関係図書は、新潟県土木部都市局都市政策課及び新潟県上越地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

令和7年3月28日

新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

都市計画の種類

上越都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

◎新潟県告示第338号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、次の都市計画を変更した。

なお、関係図書は、新潟県土木部都市局都市政策課及び新潟県上越地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

令和7年3月28日

新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

都市計画の種類

上越都市計画区域区分

◎新潟県告示第339号

新潟県屋外広告物条例施行規則（平成8年新潟県規則第2号）第14条の2第3項の規定により知事が指定する者を次のとおり定め、令和7年4月1日から実施する。

令和7年3月28日

新潟県知事 花角 英世

公益社団法人日本サイン協会

一般社団法人日本屋外広告業団体連合会

◎新潟県告示第340号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和7年3月28日

新潟県知事 花角 英世

1 変更に係わる都市計画の種類及び名称

種類 阿賀野都市計画道路（阿賀野市決定）

名称 3・4・15号 寺社保田久保線

3・4・16号 横町門前線

3・4・17号 栄町門前竜下線

3・4・18号 横町城の内竜下線

2 縦覧の場所

新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第341号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画

の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和7年3月28日

新潟県知事 花角 英世

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称
種類 新潟都市計画道路(新発田市決定)
名称 3・4・8号 東新町荒町線
3・4・11号 西新発田五十公野線
- 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第342号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和7年3月28日

新潟県知事 花角 英世

- 1 施行者の名称
燕市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
(1) 種類 燕弥彦都市計画下水道事業
(2) 名称 燕市公共下水道(燕処理区)
- 3 事業施行期間
昭和43年3月26日から令和13年3月31日まで
- 4 事業地
(1) 収用の部分
変更なし
(2) 使用の部分
変更なし

◎新潟県告示第343号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和7年3月28日

新潟県知事 花角 英世

- 1 施行者の名称
燕市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
(1) 種類 燕弥彦都市計画下水道事業
(2) 名称 燕市公共下水道(西川処理区)
- 3 事業施行期間
平成7年7月7日から令和11年3月31日まで
- 4 事業地
(1) 収用の部分
なし
(2) 使用の部分
変更なし

◎新潟県告示第344号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和7年3月28日

新潟県知事 花角 英世

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称

新潟コンベンションセンター、新潟県万代島駐車場、新潟港万代島緑地

- 2 指定管理者となる団体の所在地及び名称
新潟市中央区万代島6番1号
株式会社新潟メッセ
- 3 指定の期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
- 4 指定年月日
令和7年3月21日

◎新潟県告示第345号

新潟県港湾管理条例（昭和38年新潟県条例第11号）第2条第2項の規定により、新潟港の港湾施設の種類、名称、位置、数量及び能力を次のとおり指定及び変更する。

令和7年3月28日

新潟港港湾管理者 新潟県
代表者 新潟県知事 花角 英世

1 新規指定

種類	名称	位置	数量及び能力
外かく施設	防波堤（3） （南浜）	新潟市北区太夫浜 地内	延長 220.0m

2 変更指定

平成20年4月30日新潟県告示第867号指定分

「

種類	名称	位置	数量及び能力
外かく施設	防波堤（波除）（Ⅱ） （南浜）	新潟市北区太夫浜 地内	延長 350.0m

」

を

「

種類	名称	位置	数量及び能力
外かく施設	防波堤（波除）（Ⅱ） （南浜）	新潟市北区太夫浜 地内	延長 385.0m

」

に変更する。

選挙管理委員会規程

新潟県選挙管理委員会規程第3号

政治資金規正法による報告書等の閲覧及び写しの交付規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年3月28日

新潟県選挙管理委員会委員長 桜井 甚一

政治資金規正法による報告書等の閲覧及び写しの交付規程の一部を改正する規程

政治資金規正法による報告書等の閲覧及び写しの交付規程（昭和27年新潟県選挙管理委員会規程第7号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第7条 法第20条の2第2項の規定による報告書等に係る写しの交付の方法は、次に掲げる方法とする。ただし、<u>第2号</u>に掲げる方法の実施は、報告書等を電磁的記録として保有している場合に限る。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2)</u> (略)</p>	<p>第7条 法第20条の2第2項の規定による報告書等に係る写しの交付の方法は、次に掲げる方法とする。ただし、<u>第2号及び第3号</u>に掲げる方法の実施は、報告書等を電磁的記録として保有している場合に限る。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 電磁的記録をフロッピーディスクに複写したものの交付</u></p> <p><u>(3)</u> (略)</p>

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第15号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

令和7年3月28日

新潟県選挙管理委員会
委員長 桜井 甚一

(1) 政党の支部

(イ) 法19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類 (第1号)	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
自由民主党新潟県参議院選挙区第二支部	中村真衣	小林孝治	新潟県新潟市中央区新光町15-5	参議院議員	○	R7.01.14

(ロ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
自由民主党新潟県長岡市三島郡	深見太郎	松本克稔	新潟県長岡市青葉台1丁目甲120-8長岡	○	R7.01.10

第二支部			ニュータウンセンタービル2F		
自由民主党新潟県五泉市東蒲原郡第二支部	澤野亮	小野里雅史	新潟県東蒲原郡阿賀町津川3616	○	R7.01.16

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
いといがわの未来を魅せる会	伊藤麗	池田七菜	新潟県糸魚川市大字能生9403番地	R7.01.22
小野里まさし後援会	小野里雅史	小野里雅史	新潟県東蒲原郡阿賀町津川3615番地	R7.02.03
大嶋ゆきこを応援する会	大嶋由紀子	大嶋千枝子	新潟県十日町市四日町1419-2	R7.02.27
鈴木一郎後援会	高橋敏昭	羽鳥隆	新潟県十日町市新屋敷丙230番地（羽鳥隆方）	R7.01.06
関原なつみ後援会	関原奈津美	細井理恵	新潟県糸魚川市大字上覚22-1	R7.03.04
高野直行後援会	高野直行	高野真美子	新潟県糸魚川市桂568-3	R7.02.13
豊島ゆたかを励ます会	豊島豊	豊島豊	新潟県東蒲原郡阿賀町津川3746番地	R7.02.03
新潟県介護障害福祉事業者政治連盟	名古屋孝徳	近藤浩介	新潟県三条市西裏館3-6-54	R7.01.20
野沢浩平後援会	野沢浩平	野沢弘子	新潟県十日町市野口576-1	R7.01.06
長谷川庄栄後援会	長谷川庄栄	渡部学	新潟県東蒲原郡阿賀町豊川甲2561番地19	R7.02.14
はなずみ英世柏崎刈羽後援会	西川正男	堀和昭	新潟県柏崎市鏡町8-4	R7.02.13
森みつる後援会	森満	森満	新潟県東蒲原郡阿賀町津川3581番地4	R7.02.27
柳都政策研究会	長谷川雄太	長谷川雄太	新潟県新潟市西区寺尾西3-4-6	R7.01.17

◎新潟県選挙管理委員会告示第16号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和7年3月28日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

(1) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党 広神支部	森島守人	会計責任者の氏名	佐藤敏雄	池田耕太郎	R7.02.01
自由民主党 能生支部	中村行雄	会計責任者の氏名	渡邊正志	大矢弘	R6.12.20
自由民主党 吉川支部	大滝政一	会計責任者の氏名	長谷川和昭	吉村清一	R6.01.21

自由民主党 荒川支部	石山章	会計責任者の 氏名	川村敏晴	遠山一雄	R7.02.10
自由民主党 板倉支部	渡辺衛	会計責任者の 氏名	渡邊政彦	中嶋隆一	R6.04.01
自由民主党 新潟県第二 選挙区支部	細田健一	主たる事務所 の所在地	新潟県燕市殿島2 丁目7091番地2	新潟県燕市井土巻 4丁目21番地	R6.12.05
自由民主党 新潟県三条 市第一支部	河原井拓也	会計責任者の 氏名	村上勝	稲葉龍男	R6.12.19
日本共産党 新潟地区委 員会	田村守	代表者の氏名 会計責任者の 氏名	田村守 廣川賢	田中眞一 田村守	R6.03.24 R6.03.24
参政党新潟 第2支部	稲村隆行	主たる事務所 の所在地 代表者の氏名	新潟県燕市本町1 丁目3-36-2 稲村隆行	新潟県新潟市南区 櫛笥365 真保博文	R7.02.05 R7.02.05

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体 の名称	代表者 の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
阿部幸夫後 援会	峯村和男	代表者の氏名	峯村和男	酒井岑生	R7.02.08
市川英敏後 援会	長谷川修	会計責任者の 氏名	市川久美子	鎌田悦男	R7.01.06
市村こうじ 後援会	市村浩二	会計責任者の 氏名	市村ひとみ	小島齋	R7.02.19
井上基之後 援会	井上基之	国会議員関係 政治団体の区 分 公職の種類(第 1号) 公職の候補者 の氏名及び公 職の種類(第 2号)	国会議員関係政治 団体以外の政治団 体	法第19条の7第1 項第1号及び第2 号に係る国会議員 関係政治団体 衆議院議員 井上基之、衆議院議 員	R6.12.31
いとうれい 後援会	伊藤麗	主たる事務所 の所在地	新潟県糸魚川市横 町5丁目1番67号	新潟県糸魚川市大 字能生9403	R7.02.25
いといがわ の未来を魅 せる会	松澤克矢	主たる事務所 の所在地 代表者の氏名 会計責任者の 氏名	新潟県糸魚川市横 町5丁目1番67号 松澤克矢 松本洋亮	新潟県糸魚川市大 字能生9403番地 伊藤麗 池田七菜	R7.02.25 R7.02.25 R7.02.25
内田幹夫後 援会	林高志	主たる事務所 の所在地 主たる事務所 の所在地	新潟県魚沼市井口 新田284番地1 新潟県魚沼市井口 新田144番地2	新潟県魚沼市井口 新田144番地2 新潟県魚沼市井口 新田284番地1	R6.10.01 R6.12.15

江口修一後 援会	大石一夫	代表者の氏名	大石一夫	柳澤英次	R6.04.01
大嶋ゆきこ を応援する 会	大嶋由紀子	会計責任者の 氏名	大嶋由紀子	大嶋光	R3.03.01
おぢや共創 会	宮崎悦男	政治団体の名 称	おぢや共創会	宮崎悦男政経研究 会	R6.05.31
		主たる事務所 の所在地	新潟県小千谷市大 字東吉谷乙-6	新潟県小千谷市本 町2-1-26サン ワジョイナスビル2 F	R6.12.01
柏崎刈羽原 子力発電所 30km圏 内議員研究 会	関三郎	会計責任者の 氏名	佐藤正典	佐藤隆一	R5.12.04
加藤秀之後 援会	小林克太郎	主たる事務所 の所在地	新潟県見附市新潟 町1012番地丙の丑	新潟県見附市新潟 町1012	R7.02.01
虹友会	杉田渉	代表者の氏名	杉田渉	小林哲也	R6.07.01
		会計責任者の 氏名	杉田渉	小林哲也	R6.07.01
幸福実現党 三条後援会	原伸次	会計責任者の 氏名	永松伸雅	熊倉育	R7.02.17
市民と県政 をつなぐ会	白鳥良一	主たる事務所 の所在地	新潟県上越市本町 3丁目3番3号ダ イアパレス高田弐番 館2階馬場ひでゆ き事務所内	新潟県上越市大手 町7番1号	R6.12.16
税理士によ る斎藤洋明 後援会	小柳顕治	代表者の氏名	小柳顕治	小野寺眞夫	R7.01.24
税理士によ る塚田一郎 後援会	五十嵐秀夫	主たる事務所 の所在地	新潟県新潟市中央 区高志2-9-23	新潟県新潟市中央 区愛宕3丁目4番 1号	R7.01.06
税理士によ る鷲尾英一 郎後援会	大矢隆治	会計責任者の 氏名	並木純子	笠輪浩	R7.02.01
長岡設備関 連団体協議 会	北澤和博	代表者の氏名	北澤和博	金内義久	R6.05.23
新潟建設経 済連盟	市村稿	代表者の氏名	市村稿	福田勝之	R6.04.25
		会計責任者の 氏名	三瀨一雄	八木明	R6.06.01
新潟経済人 連盟	福田勝之	主たる事務所 の所在地	新潟県新潟市西区 西小針台2-3- 13綱島知子方	新潟県新潟市西区 小針台2-3-13 綱島知子方	R7.01.07
日本第一党 新潟県本部	池亀淳二	主たる事務所 の所在地	新潟県上越市福田 529番地10	新潟県上越市大字 青野968	R7.02.03
		代表者の氏名	池亀淳二	武田伴之	R7.02.03
早川吉秀後 援会	蝶名林正	代表者の氏名	蝶名林正	板垣信五郎	R6.11.11

橋本洋一後援会	藤澤雄一	代表者の氏名	藤澤雄一	瀧澤純一	R7.02.20
馬場秀幸後援会	渡辺寿子	主たる事務所の所在地	新潟県上越市本町3丁目3番3号ダイアパレス高田式番館2階馬場ひでゆき事務所内	新潟県上越市三和区末野新田1362	R6.12.16
披田野勝幸後援会	小黒良秋	政治団体の名称	披田野勝幸後援会	披田野勝幸と共に住み良い阿賀野市を創る会	R7.01.18
		主たる事務所の所在地	新潟県阿賀野市中山ノ通102	新潟県阿賀野市山倉863番地	R7.01.18
		代表者の氏名	小黒良秋	披田野勝幸	R7.01.18
みやざき悦男後援会	西巻一男	主たる事務所の所在地	新潟県小千谷市大字東吉谷乙-6	新潟県小千谷市本町2-21-26サンワジョイナスビル2F	R6.12.01
吉村祐一郎後援会	吉村祐一郎	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	R6.12.31
		公職の種類(第1号)		衆議院議員	
わたなべ道宏後援会	渡部道宏	代表者の氏名	渡部道宏	近藤貞夫	R7.01.17

◎新潟県選挙管理委員会告示第17号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和7年3月28日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

(1) 政治団体の名称

ア . 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
日本維新の会衆議院新潟県第2選挙区支部	井上基之	R6.12.25

イ . その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
猪俣誠一後援会	猪俣誠一	R6.12.31
大嶋ゆきこを応援する会	大嶋由紀子	R3.03.01
きなみ平和サポーターズクラブ	木南和也	R7.02.28
重山政策会	重山明	R6.12.31

高野しょうじ後援会	高野庄嗣	R6. 12. 24
新潟県情報通信懇話会	橋本佑治	R7. 01. 01
山家ゆうへい後援会	山家悠平	R3. 12. 31
山崎雅男後援会	近藤安男	R6. 12. 20

◎新潟県選挙管理委員会告示第18号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書の要旨を同法第20条第1項の規定により次のとおり公表する。

令和7年3月28日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

令和3年分 (単位 円)

[その他の団体]

大嶋ゆきこを応援する会

報告年月日 07. 02. 27(03. 03. 01解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

山家ゆうへい後援会

報告年月日 07. 02. 25(03. 12. 31解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

◎新潟県選挙管理委員会告示第19号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第2項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

令和7年3月28日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

資金管理団体の届出をした者(代表者)の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
-----------------------	-------	-----------	------------	-------

伊藤麗	市長	いといがわの未来を魅せる会	新潟県糸魚川市大字能生9403番地	R7. 01. 19
-----	----	---------------	-------------------	------------

◎新潟県選挙管理委員会告示第20号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定による資金管理団体の指定の取消し等の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和7年3月28日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

(1) 法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
------------------	-----------	-----------------

伊藤麗	いといがわの未来を魅せる会	R7. 02. 25
-----	---------------	------------

宮崎悦男

宮崎悦男政経研究会

R5.12.31

◎新潟県選挙管理委員会告示第21号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、訂正の報告があったので、令和4年11月29日付け新潟県選挙管理委員会告示第110号の一部を次のとおり改める。

令和7年3月28日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

訂正報告年月日 令和7年1月24日

政治団体の名称 自由民主党新潟県支部連合会

（報告年月日 令和4年1月13日）中

項 目	訂 正 後	訂 正 前
3 本年收入の内訳		
本部又は支部から供与された交付金に係る収入		
自由民主党本部	46,917,900	48,917,900
自由民主党新潟県建設産業支部	4,000,000	2,000,000

◎新潟県選挙管理委員会告示第22号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定による政治団体の届出事項の異動の届出について、訂正の報告があったので、令和6年3月26日付け新潟県選挙管理委員会告示第23号の一部を次のとおり改める。

令和7年3月28日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

訂正報告年月日 令和7年3月3日

政治団体の名称 自由民主党小国町支部

（届出年月日令和6年2月27日）中

項 目	訂 正 後	訂 正 前
会計責任者の氏名	長谷川知夫	長谷川和夫

人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月28日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第5-69号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（規則第5-18号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（試験の<u>周知</u>）</p> <p>第7条 試験の<u>周知</u>は、<u>県のホームページへの掲載</u>その他適切な広報手段により行わなければならない。</p> <p>（<u>周知</u>の内容）</p> <p>第8条 試験の<u>周知</u>の内容は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p>	<p>（試験の<u>公示</u>）</p> <p>第7条 試験の<u>公告</u>は、<u>県報に登載するほか、テレビ、ラジオ、新聞</u>その他適切な広報手段により行わなければならない。</p> <p>（<u>公示</u>の内容）</p> <p>第8条 試験の<u>公告</u>の内容は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p>

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月28日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第8-99号

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（規則第8-55号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（特別休暇）</p> <p>第15条 一般職員勤務時間条例第15条及び市町村立学校職員勤務時間条例第14条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p>(14) 地震、水害、火災その他の災害により<u>次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められるとき</u> そのつど1週間を超えない範囲内で必要と認められる期間</p> <p><u>ア 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。</u></p> <p><u>イ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。</u></p> <p>(15)～(23) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>（特別休暇）</p> <p>第15条 一般職員勤務時間条例第15条及び市町村立学校職員勤務時間条例第14条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p>(14) 地震、水害、火災その他の災害により<u>職員の現住居が滅失又は破壊された場合</u> そのつど1週間を超えない範囲内で必要と認められる期間</p> <p>(15)～(23) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

地域手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月28日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第6-1925号

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則（規則第6-1515号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(支給地域等)</p> <p>第2条 一般職員給与条例第17条の2第1項の人事委員会規則で定める地域及び同条第2項の人事委員会規則で定める割合は、次の各号に掲げる地域及び割合とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>東京都</u> (前号を除く。) 100分の16</p> <p>(3) <u>大阪市</u> 100分の16</p> <p>(4) <u>新潟県</u> 100分の1</p> <p>2 前項各号に掲げる区域の名称は、<u>令和7年4月1日</u>においてそれらの名称を有する県、市又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。</p> <p>第2条の2 (略)</p> <p>2 前項各号に掲げる区域の名称は、<u>令和7年4月1日</u>においてそれらの名称を有する市又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(<u>令和10年3月31日</u>までの間における第2条の規定による地域手当の支給割合)</p> <p>2 <u>令和10年3月31日</u>までの間における第2条第1項各号に掲げる地域の人事委員会で定める割合は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>東京都の特別区</u> <u>100分の20</u></p> <p>(2) <u>大阪市</u> <u>100分の16</u></p> <p>(3) <u>小平市</u> <u>100分の16</u></p> <p>(4) <u>東京都府中市</u> <u>100分の15</u></p> <p>(5) <u>立川市</u> <u>100分の14</u></p> <p>(6) <u>新潟県</u> <u>100分の1</u></p>	<p>(支給地域等)</p> <p>第2条 一般職員給与条例第17条の2第1項の人事委員会規則で定める地域及び同条第2項の人事委員会規則で定める割合は、次の各号に掲げる地域及び割合とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>大阪市</u> 100分の16</p> <p>(3) <u>小平市</u> 100分の16</p> <p>(4) <u>府中市</u> <u>100分の15</u></p> <p>(5) <u>立川市</u> <u>100分の12</u></p> <p>(6) <u>新潟県</u> <u>100分の1.5</u></p> <p>2 前項各号に掲げる区域の名称は、<u>平成27年4月1日</u>においてそれらの名称を有する県、市又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。</p> <p>第2条の2 (略)</p> <p>2 前項各号に掲げる区域の名称は、<u>平成27年4月1日</u>においてそれらの名称を有する市又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(<u>平成30年3月31日</u>までの間における第2条の規定による地域手当の支給割合)</p> <p>2 <u>平成30年3月31日</u>までの間における第2条第1項各号に掲げる地域の人事委員会で定める割合は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>東京都の特別区</u> <u>100分の19.2</u></p> <p>(2) <u>大阪市</u> <u>100分の15.6</u></p> <p>(3) <u>小平市</u> <u>100分の14.8</u></p> <p>(4) <u>府中市</u> <u>100分の14.2</u></p> <p>(5) <u>立川市</u> <u>100分の12</u></p> <p>(6) <u>新潟県</u> <u>100分の1.1</u></p> <p>(<u>一般職員給与条例第17条の3の規定による地域手当の支給割合</u>)</p>

	<p>3 <u>一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第84号）附則第13項の規定により読み替えられた一般職員給与条例第17条の3に規定する100分の16を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合は、100分の15.6とする。</u></p>
--	---

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

時間外勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月28日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第6-1926号

時間外勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

時間外勤務手当等に関する規則（規則第6-493号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(時間外勤務手当等の勤務1時間あたりの給与額)</p> <p>第2条 一般職員給与条例第21条から第23条まで並びに市町村立学校職員給与条例第30条の2及び第30条の2の2に規定する人事委員会規則で定める額(以下「勤務1時間当たりの給与額」という。)は、給料、地域手当、特殊勤務手当(月額を単位として支給するものに限る。)、特地勤務手当(一般職員給与条例第20条の3の規定による手当を含む。)、へき地手当(市町村立学校職員給与条例第30条の4の規定による手当を含む。)、初任給調整手当、<u>寒冷地手当</u>、農林漁業普及指導手当又は義務教育等教員特別手当の月額の合計額に12を乗じて得た額を、1週間当たりの勤務時間数に52を乗じて得た数から毎年4月1日から翌年の3月31日までの間における国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(土曜日に当たる日を除く。)及び一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第4号。以下「一般職員勤務時間条例」という。)第10条及び市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第5号。以下「市町村立学校職員勤務時間条例」という。)第9条に規定する年末年始の休日(日曜日及び土曜日に当たる日を除く。)の日数の合計に7.75(法第22条の4第1項の規定により採用された職員又は育児休業法第18条第1項若しくは地方公共団体の一般職の任期付職員に関する法律(平成14年法律第48号)第5条の規定により採用された職員(次条において「短時間勤務職員」という。))にあつては、7.75に一般職員勤務時間条例第3条第3項若しくは第4項又は市町村立学校職員勤務時間条例第2条第3項若しくは第4項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ一般職員勤務時間条例第3条第1項又は市町村立学校職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た数、育児休業法第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員(次条において「育児短時間勤務職員等」という。))にあつては7.75に一般職員勤務時間条例第3条第2項又は市町村立学校職員勤</p>	<p>(時間外勤務手当等の勤務1時間あたりの給与額)</p> <p>第2条 一般職員給与条例第21条から第23条まで並びに市町村立学校職員給与条例第30条の2及び第30条の2の2に規定する人事委員会規則で定める額(以下「勤務1時間当たりの給与額」という。)は、給料、地域手当、特殊勤務手当(月額を単位として支給するものに限る。)、特地勤務手当(一般職員給与条例第20条の3の規定による手当を含む。)、へき地手当(市町村立学校職員給与条例第30条の4の規定による手当を含む。)、初任給調整手当、農林漁業普及指導手当又は義務教育等教員特別手当の月額の合計額に12を乗じて得た額を、1週間当たりの勤務時間数に52を乗じて得た数から毎年4月1日から翌年の3月31日までの間における国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(土曜日に当たる日を除く。)及び一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第4号。以下「一般職員勤務時間条例」という。)第10条及び市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第5号。以下「市町村立学校職員勤務時間条例」という。)第9条に規定する年末年始の休日(日曜日及び土曜日に当たる日を除く。)の日数の合計に7.75(法第22条の4第1項の規定により採用された職員又は育児休業法第18条第1項若しくは地方公共団体の一般職の任期付職員に関する法律(平成14年法律第48号)第5条の規定により採用された職員(次条において「短時間勤務職員」という。))にあつては、7.75に一般職員勤務時間条例第3条第3項若しくは第4項又は市町村立学校職員勤務時間条例第2条第3項若しくは第4項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ一般職員勤務時間条例第3条第1項又は市町村立学校職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た数、育児休業法第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員(次条において「育児短時間勤務職員等」という。))にあつては7.75に一般職員勤務時間条例第3条第2項又は市町村立学校職員勤務時間条例第</p>

務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ一般職員勤務時間条例第3条第1項又は市町村立学校職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た数) を乗じて得た数を減じた数で除して得た額とする。

2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ一般職員勤務時間条例第3条第1項又は市町村立学校職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た数) を乗じて得た数を減じた数で除して得た額とする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月28日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第6-1927号

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 職員の退職手当に関する条例施行規則(規則第6-183号)の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(条例第13条第4項の人事委員会規則で定める事業)</p> <p>第11条の2 条例第13条第4項の人事委員会規則で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その事業について当該事業を実施する受給資格者が第24条第1項に規定する再就職手当の支給を受けたもの</p> <p>(3) (略)</p> <p>(就業促進手当等に相当する退職手当の支給手続)</p> <p>第24条 受給資格者又は条例第13条第15項に規定する者は、同条第11項第4号から第6号までの規定による退職手当の支給を受けようとするときは、同項第4号の規定による退職手当のうち<u>雇用保険法第56条の3第1項第1号</u>に該当する者に係る就業促進手当(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第83条の4に規定する就業促進定着手当を除く。)に相当する退職手当にあつては様式第13の3に定める再就職手当に相当する退職手当支給申請書に、<u>同号</u>に該当する者に係る就業促進手当(同条に規定する就業促進定着手当に限る。)に相当する退職手当にあつては様式第13の4に定める就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書に、同項第2号に該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当にあつては様式第14に定める常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書に、条例第13条第11項第5号の規定による退職手当にあつては様式第15に定める移転費に相当する退職手当支給申請書に、同項第6号の規定による退職手当のうち雇用保険法第59条第1項第1号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては様式第16に定める求職活動支援費(広域求職活動費)に相当する退職手当支給申請書に、同項第2号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては様式第16の2に定める求職活動支援費(短期訓練受講費)に相当する退職手当支給申請書に、同項第3号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては様式第16の3に定める求職活動支援費(求職活動関係役務利用費)に相当する退職手当支給申請書に、それぞれ受給資</p>	<p>(条例第13条第4項の人事委員会規則で定める事業)</p> <p>第11条の2 条例第13条第4項の人事委員会規則で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その事業について当該事業を実施する受給資格者が第24条第1項に規定する<u>就業手当又は再就職手当</u>の支給を受けたもの</p> <p>(3) (略)</p> <p>(就業促進手当等に相当する退職手当の支給手続)</p> <p>第24条 受給資格者又は条例第13条第15項に規定する者は、同条第11項第4号から第6号までの規定による退職手当の支給を受けようとするときは、同項第4号の規定による退職手当のうち<u>雇用保険法第56条の3第1項第1号イ</u>に該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当にあつては様式第13の2に定める就業手当に相当する退職手当支給申請書に、<u>同号ロ</u>に該当する者に係る就業促進手当(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第83条の4に規定する就業促進定着手当を除く。)に相当する退職手当にあつては様式第13の3に定める再就職手当に相当する退職手当支給申請書に、<u>同号ロ</u>に該当する者に係る就業促進手当(同条に規定する就業促進定着手当に限る。)に相当する退職手当にあつては様式第13の4に定める就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書に、同項第2号に該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当にあつては様式第14に定める常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書に、条例第13条第11項第5号の規定による退職手当にあつては様式第15に定める移転費に相当する退職手当支給申請書に、同項第6号の規定による退職手当のうち雇用保険法第59条第1項第1号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては様式第16に定める求職活動支援費(広域求職活動費)に相当する退職手当支給申請書に、同項第2号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては様式第16の2に定める求職活動支援費(短期訓練受講費)に相当する退職手当支給申請書に、同項第3号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相</p>

格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証を添えて任命権者に提出しなければならない。ただし、受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。

当する退職手当にあつては様式第16の3に定める求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当支給申請書に、それぞれ受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証を添えて任命権者に提出しなければならない。ただし、受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。

様式第13の3（表面）

再就職手当に相当する退職手当支給申請書
(必ず裏面の注意書きをよく読んでから記載してください。)

様式第13の3（表面）

再就職手当に相当する退職手当支給申請書

(略)

(略)

事業主の証明	(略)
	⑨ 上記の記載事項に誤りのないことを証明する。 年 月 日 事業主氏名 (法人のときは名称及び代表者氏名)

事業主の証明	(略)
	⑨ 上記の記載事項に誤りのないことを証明する。 年 月 日 事業主氏名 (法人のときは名称及び代表者氏名) ㊞

(略)

(略)

(注) 記載内容について、記載した方に直接確認する場合があります。

様式第13の4（表面）

就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書
(必ず裏面の注意書きをよく読んでから記載してください。)

様式第13の4（表面）

就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書

(略)

(略)

事業主の証明	(略)
	8. 上記の記載事実誤りにないことを証明する。 年 月 日 事業主氏名 (法人のときは名称及び代表者氏名)

事業主の証明	(略)
	8. 上記の記載事実誤りにないことを証明する。 年 月 日 事業主氏名 (法人のときは名称及び代表者氏名) ㊞

(略)

(略)

(注) 記載内容について、記載した方に直接確認する場合があります。

様式第14（表面）

常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書
(必ず裏面の注意書きをよく読んでから記載してください。)

様式第14（表面）

常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書

(略)

(略)

事業主の証明	(略)
	⑨ 上記の記載事項に誤りのないことを証明する。 年 月 日 事業主氏名 (法人のときは名称及び代表者氏名)

事業主の証明	(略)
	⑨ 上記の記載事項に誤りのないことを証明する。 年 月 日 事業主氏名 (法人のときは名称及び代表者氏名) ㊞

(略)

(略)

(注) 記載内容について、記載した方に直接確認する
場合があります。

第2条 職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

様式第13の2を次のように改める。

様式第13の2 削除

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

新潟海区漁業調整委員会指示

◎新潟海区漁業調整委員会指示第1号

新潟海区の河川の河口付近におけるさけ及びますの採捕について、漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定により、次のとおり指示する。

なお、指示の有効期間は令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。

令和7年3月28日

新潟海区漁業調整委員会 会長 土屋 貞男

次の表の左欄に掲げる河川の河口付近であって同表の中欄に掲げる区域においては、それぞれ同表右欄に掲げる期間は、さけ及びますを採捕してはならない。

ただし、試験研究等のため水産動植物を採捕する旨、海区漁業調整委員会に届出し適当と認められた者については、適用しない。

名 称	禁 止 区 域	禁 止 期 間
勝木川河口	河口中央より半径700メートル以内の海域	さけにあつては10月1日から12月31日まで ますにあつては3月1日から6月15日まで
名立川河口		
能生川河口		
谷根川河口	河口中央より半径600メートル以内の海域	
桑取川河口		
早川河口	河口中央より半径450メートル以内の海域	

◎新潟海区漁業調整委員会指示第2号

新潟海区の河川の河口付近におけるさけの採捕について、漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定により、次のとおり指示する。

なお、指示の有効期間は令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。

令和7年3月28日

新潟海区漁業調整委員会 会長 土屋 貞男

次の表の左欄に掲げる河川の河口付近であって同表の中欄に掲げる区域においては、同表右欄に掲げる期間は、さけを採捕してはならない。

ただし、試験研究等のため水産動植物を採捕する旨、海区漁業調整委員会に届出し適当と認められた者については、適用しない。

名 称	禁 止 区 域	禁 止 期 間
田海川河口	河口中央より半径400メートル以内の海域	10月1日から12月31日まで

◎新潟海区漁業調整委員会指示第3号

新潟海区の河川の河口付近におけるさけ及びますの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、次のとおり指示する。

なお、指示の有効期間は令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。

令和7年3月28日

新潟海区漁業調整委員会 会長 土屋 貞男

次の表の左欄に掲げる河川の河口付近であって同表の中欄に掲げる区域（ただし、新潟県漁業調整規則（令和2年新潟県規則第59号）第38条に定める海域を除く。）においては、それぞれ同表の右欄に掲げる期間は、さけ及びますを採捕してはならない。

ただし、試験研究等のため水産動植物を採捕する旨、海区漁業調整委員会に届出し適当と認められた者については、適用しない。

名 称	禁 止 区 域	禁 止 期 間
大川河口	河口中央より半径1,000メートル以内の海域	さけにあつては10月1日から12月31日まで ますにあつては3月1日から6月15日まで
荒川河口	河口中央より半径850メートル以内の海域	
胎内川河口	河口中央より半径800メートル以内の海域	
加治川河口	河口中央より半径850メートル以内の海域	
阿賀野川河口	河口中央より半径1,100メートル以内の海域	
信濃川河口	河口中央より半径800メートル以内の海域	
関屋分水路河口	河口中央より半径750メートル以内の海域	
大河津分水路河口	河口中央より半径850メートル以内の海域	
姫川河口	河口中央より半径800メートル以内の海域	

◎新潟海区漁業調整委員会指示第4号

新潟海区の河川の河口付近におけるさけ及びますの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、次のとおり指示する。

なお、指示の有効期間は令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。

令和7年3月28日

新潟海区漁業調整委員会 会長 土屋 貞男

次の表の左欄に掲げる河川の河口付近であって同表の中欄に掲げる区域（ただし、新潟県漁業調整規則（令和2年新潟県規則第59号）第38条に定める海域を除く。）においては、同表の右欄に掲げる期間は、刺し網漁業によりさけ及びますを採捕してはならない。

ただし、試験研究等のため水産動植物を採捕する旨、海区漁業調整委員会に届出し適当と認められた者については、適用しない。

名称	禁止区域	禁止期間
三面川河口	河口中央より半径850メートル以内の海域	さけにあつては10月1日から12月31日まで ますにあつては3月1日から6月15日まで

◎新潟海区漁業調整委員会指示第5号

新潟海区における遊漁のまき餌釣りについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、次のとおり制限する。

なお、この指示の有効期間は令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。

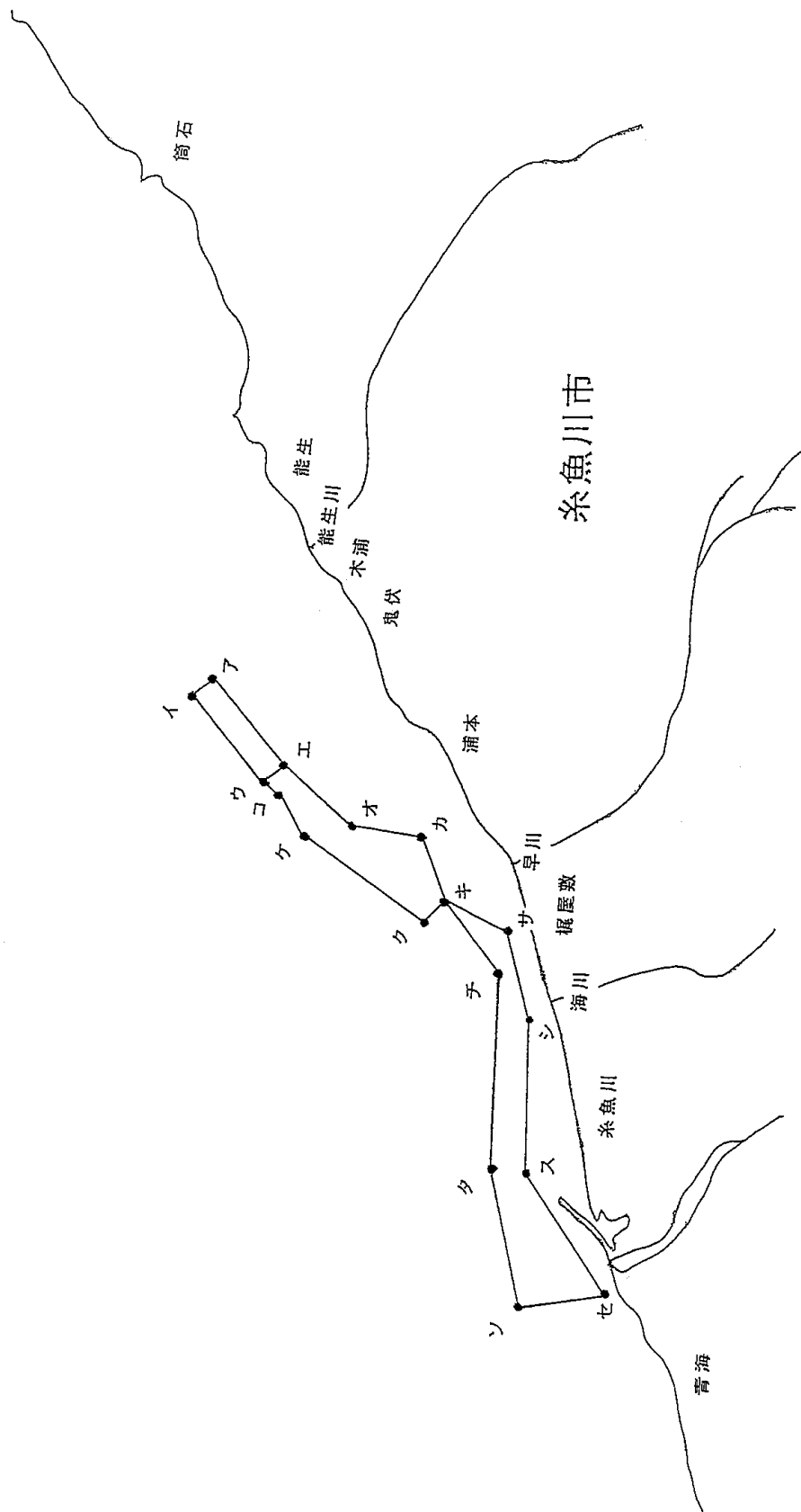
令和7年3月28日

新潟海区漁業調整委員会 会長 土屋 貞男

1 禁止区域	(1) コンクリート面で造成したいわのり漁場の周囲100m以内のまき餌使用禁止 (2) わかめ養殖施設の周囲100m以内のまき餌使用禁止 (3) 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を結んだ線によって囲まれた海域のまき餌使用禁止（糸魚川市鬼伏沖） ア 北緯37度07.00分、東経137度57.07分の点 イ 北緯37度07.21分、東経137度56.86分の点 ウ 北緯37度06.37分、東経137度55.78分の点 エ 北緯37度06.15分、東経137度55.97分の点 (4) 次のウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及びウの各点を結んだ線によって囲まれた海域のまき餌使用禁止（糸魚川市浦本沖） ウ 北緯37度06.37分、東経137度55.78分の点 エ 北緯37度06.15分、東経137度55.97分の点 オ 北緯37度05.35分、東経137度55.24分の点 カ 北緯37度04.58分、東経137度55.09分の点 キ 北緯37度04.30分、東経137度54.28分の点 ク 北緯37度04.53分、東経137度54.04分の点 ケ 北緯37度05.89分、東経137度55.09分の点 コ 北緯37度06.20分、東経137度55.61分の点 (5) 次のキ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ及びキの各点を結んだ線によって囲まれた海域のまき餌使用禁止（糸魚川市早川から姫川沖） キ 北緯37度04.30分、東経137度54.28分の点 サ 北緯37度03.62分、東経137度53.93分の点 シ 北緯37度03.35分、東経137度52.84分の点 ス 北緯37度03.37分、東経137度51.00分の点 セ 北緯37度02.48分、東経137度49.63分の点 ソ 北緯37度03.40分、東経137度49.46分の点 タ 北緯37度03.73分、東経137度51.03分の点 チ 北緯37度03.70分、東経137度53.39分の点
2 漁具制限	船釣りにおいては、まき餌かご、まき餌袋等によるまき餌使用は認め

るが、直接海中に投じるまき餌は禁止

上越地区 まき餌使用禁止区域



佐渡海区漁業調整委員会指示

◎佐渡海区漁業調整委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、佐渡海区におけるかご漁業について、水産資源の繁殖保護並びに沿岸漁業の調和を図るため、次のとおり制限する。

なお、この指示の有効期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

令和7年3月28日

佐渡海区漁業調整委員会 会長 山本 初子

かご漁業は、共同漁業権漁場内において営む場合及び新潟県漁業調整規則（令和2年新潟県規則第59号）第4条第8号の許可を受けて営む場合を除き営んではならない。

◎佐渡海区漁業調整委員会指示第2号

佐渡海区における遊漁のまき餌釣りについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、次のとおり制限する。

なお、この指示の有効期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

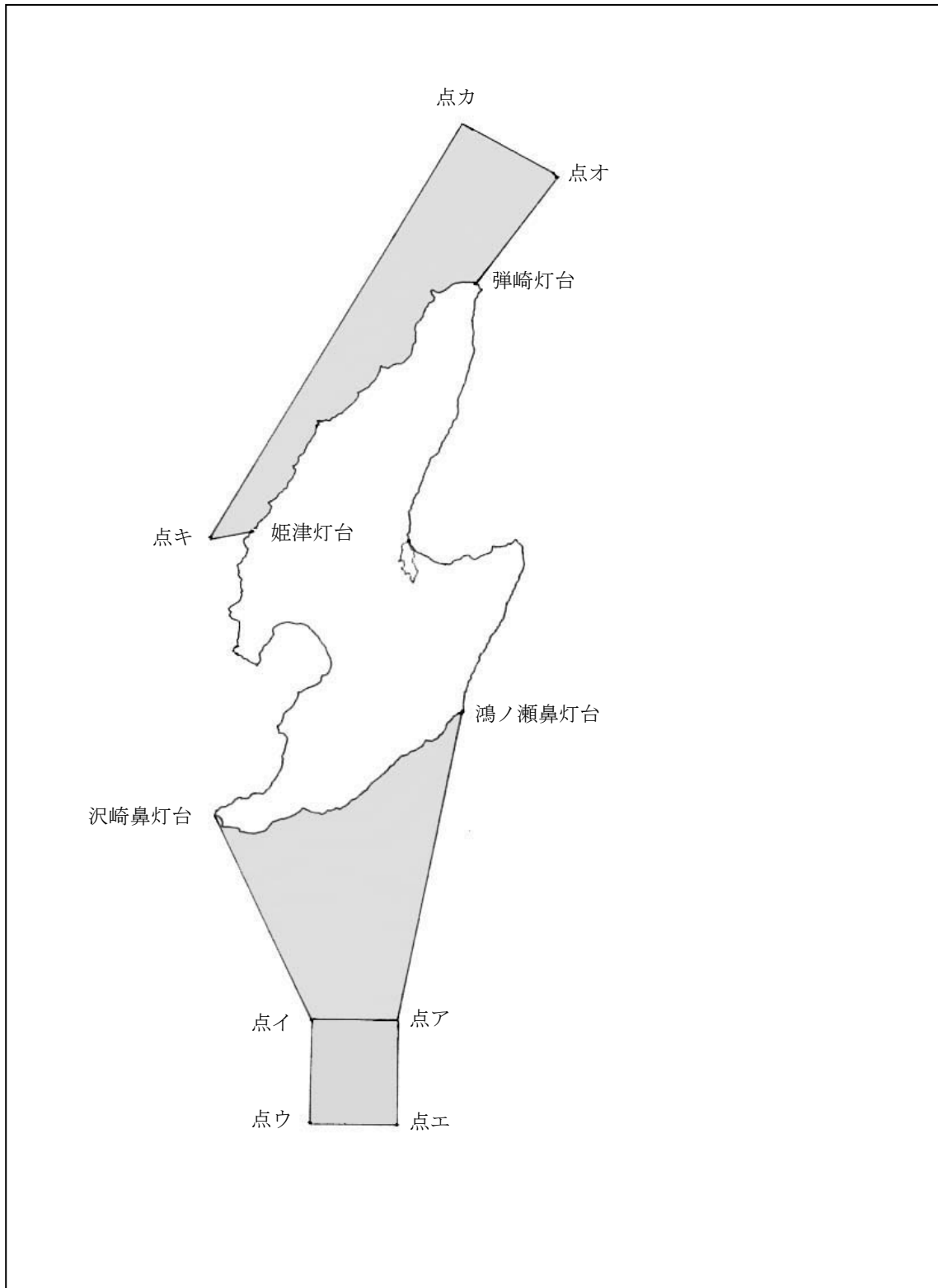
令和7年3月28日

佐渡海区漁業調整委員会 会長 山本 初子

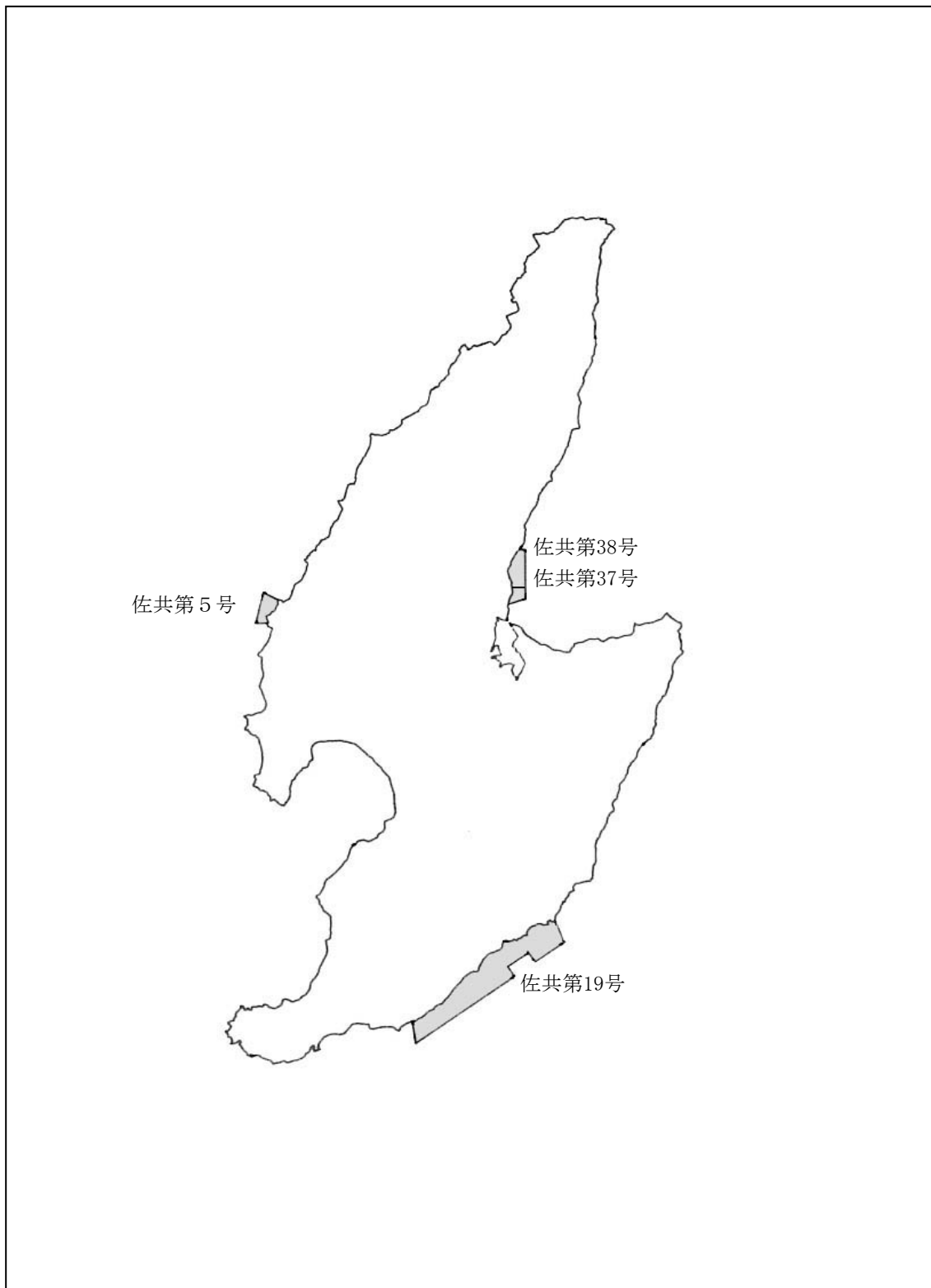
1 禁止区域	<p>(1) 加茂湖全域のまき餌使用禁止</p> <p>(2) コンクリート面で造成したいわのり漁場の周囲100m以内のまき餌使用禁止</p> <p>(3) わかめ等藻類養殖施設の周囲100m以内のまき餌使用禁止</p> <p>(4) 魚介類の蓄養、養殖施設の周囲100m以内のまき餌使用禁止</p> <p>(5) 下記範囲においては船釣りでのまき餌を禁止</p> <p>① 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を結んだ線によって囲まれた海域のまき餌使用禁止</p> <p>ア 北緯37度37.18分、東経138度25.81分</p> <p>イ 北緯37度37.18分、東経138度19.81分</p> <p>ウ 北緯37度31.18分、東経138度19.81分</p> <p>エ 北緯37度31.18分、東経138度25.81分</p> <p>② 佐渡市鴻ノ瀬鼻灯台中心点、次のア、イ、佐渡市沢崎鼻灯台中心点の各点を結んだ線および最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域のまき餌使用禁止</p> <p>ア 北緯37度37.18分、東経138度25.81分</p> <p>イ 北緯37度37.18分、東経138度19.81分</p> <p>③ 佐渡市弾崎灯台中心点、次のオ、カ、キ、佐渡市姫津灯台中心点の各点を結んだ線および最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域のまき餌使用禁止</p> <p>オ 北緯38度26分、東経138度37分</p> <p>カ 北緯38度29分、東経138度30分</p> <p>キ 北緯38度05分、東経138度12分</p> <p>(6) 共同漁業権佐共第5号（佐渡市姫津地先）内の船だまり内のまき餌使用禁止</p>
--------	---

2 漁具制限	<p>(1) 船釣りにおいてはまき餌かご、まき餌袋等を使用することを認め(ただし禁止区域あり)、直接海中に投じるまき餌を禁止</p> <p>(2) 次の共同漁業権の区域においてはオキアミ以外のまき餌は禁止</p> <ol style="list-style-type: none">1) 佐共第5号 (佐渡市姫津地先)2) 佐共第19号(佐渡市大杉、杉野浦、南新保、柳沢、真浦、赤泊、徳和、三川及び蕨場地先)3) 佐共第37号(平成16年2月29日現在の両津市大字梅津字北平沢、字南平沢及び字船場町地先)4) 佐共第38号(佐渡市椿、羽吉及び平成16年2月29日現在の両津市大字梅津字浜梅津地先)
--------	---

佐渡地区 船釣りでのまき餌使用禁止区域



佐渡地区 オキアミ以外のまき餌禁止区域



◎佐渡海区漁業調整委員会指示第3号

小規模増殖場における水産物の採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、次のとおり禁止する。

なお、指示の有効期間は令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。

令和7年3月28日

佐渡海区漁業調整委員会 会長 山本 初子

1 禁止海域

次に掲げる点ア、イ、ウ、エの各点を順次結んで、アに至る各直線によって囲まれた海域

点ア 佐渡市稲鯨漁港防波堤灯台から217度30分（方位は「真方位」とする。以下同じ。）1,420メートルの点

点イ 佐渡市稲鯨漁港防波堤灯台から227度00分2,340メートルの点

点ウ 佐渡市稲鯨漁港防波堤灯台から268度50分2,765メートルの点

点エ 佐渡市稲鯨漁港防波堤灯台から272度00分1,695メートルの点

付記

- 1 この指示は、試験研究等のため水産動植物を採捕する旨、海区漁業調整委員会に届出し適当と認められた者については、適用しない。

◎佐渡海区漁業調整委員会指示第4号

大規模増殖場における水産物の採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、佐渡市姫津地先及び高千地先沖合海域に造成された大規模増殖場における「ヤリイカ」の幼稚仔保護育成を図るため、水産動植物の採捕について、次のとおり制限する。

なお、指示の有効期間は令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。

令和7年3月28日

佐渡海区漁業調整委員会 会長 山本 初子

1 禁止する行為

- (1) 刺網を用いてする水産動植物の採捕（周年）
- (2) ヤリイカ採捕を目的として4月1日から4月30日および1月1日から3月31日までにを行う一切の行為

2 禁止海域

(1) 姫津地先沖合海域

次に掲げるア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、クの各点を順次結んで、アに至る各直線によって囲まれた海域

点ア 佐渡市北狄大崎灯台から260度00分（方位は「真方位」とする。以下同じ。）2,100メートルの点

点イ 佐渡市北狄大崎灯台から295度00分1,350メートルの点

点ウ 佐渡市北狄大崎灯台から318度30分2,000メートルの点

点エ 佐渡市北狄大崎灯台から349度30分2,450メートルの点

点オ 佐渡市北狄大崎灯台から14度00分2,180メートルの点

点カ 佐渡市北狄大崎灯台から339度30分1,290メートルの点

点キ 佐渡市北狄大崎灯台から308度30分470メートルの点

点ク 佐渡市北狄大崎灯台から241度30分1,350メートルの点

(2) 高千地先沖合海域

次に掲げるケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タの各点を順次結んで、ケに至る各直線によって囲まれた海域

点ケ 佐渡市高千入崎灯台から244度30分（方位は「真方位」とする。以下同じ。）4,600メートルの点

点コ 佐渡市高千入崎灯台から249度00分3,300メートルの点

点サ 佐渡市高千入崎灯台から262度30分2,950メートルの点

点シ 佐渡市高千入崎灯台から284度00分2,200メートルの点

点ス 佐渡市高千入崎灯台から279度00分1,200メートルの点

点セ 佐渡市高千入崎灯台から250度00分2,100メートルの点

点ソ 佐渡市高千入崎灯台から233度30分2,650メートルの点

点タ 佐渡市高千入崎灯台から233度30分4,000メートルの点

内水面漁場管理委員会指示

新潟県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定により、コイヘルペスウイルス病まん延防止のため、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）の持ち出し及び放流等について、次のとおり指

示す。ただし、採捕したコイを採捕した水域に再放流する場合を除く。

令和7年3月28日

新潟県内水面漁場管理委員会
会長 藤田 利昭

1 指示内容

(1) 持ち出しの禁止

県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面(以下、「公共用水面等」という。)において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり又はかかっている疑いがあると新潟県内水面漁場管理委員会(以下、「委員会」という。)が指定した水域(水面に設置した工作物等により、コイの遡上が考えられず、制限する必要がないと判断される上流域を除く。以下、「持出禁止水域」という。)においては、委員会が承認した場合及び公的機関による試験研究、検査等のためにコイを持ち出す場合を除き、コイを持ち出してはならない。

(2) 放流等の制限

ア 持出禁止水域へのコイの放流については、委員会が承認した場合及び公的機関による試験研究、検査等のためにコイを放流する場合を除き、コイを放流してはならない。

イ 持出禁止水域以外の公共用水面等へのコイの放流については、委員会が承認した場合及び公的機関による試験研究、検査等のためにコイを放流する場合を除き、PCR検査(ポリメラーゼ連鎖反応による検査をいう。)でコイヘルペスウイルス病の陰性が確認されたコイ群のコイでなければ、コイを放流してはならない。

ウ 公共用水面等においては、生死を問わず、コイを遺棄してはならない。

2 指示期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

新潟県内水面漁場管理委員会指示第2号

漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項及び第171条第4項の規定により、水産動植物の保護を図るため、次のとおり指示する。

令和7年3月28日

新潟県内水面漁場管理委員会
会長 藤田 利昭

1 指示内容

次に掲げる水産動物は、採捕した河川湖沼及びこれと連続する水域に放してはならない。ただし、公的機関が試験研究に供する場合はこの限りでない。

(1) ブラックバス(オオクチバス、コクチバスその他のオオクチバス属の魚をいう。)

(2) ブルーギル

2 指示区域

新潟県全域

3 指示期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

内水面漁場管理委員会公告

新潟県内水面漁場管理委員会公告

令和7年新潟県内水面漁場管理委員会指示第1号(コイの持ち出しの禁止及び放流等の制限)に基づき、持出禁止水域を次のとおり定める。

令和7年3月28日

新潟県内水面漁場管理委員会
会長 藤田 利昭

1 阿賀野川水系の本流及び支川

2 鳥屋野潟

雑報

県営住宅等の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）第47条第1項の規定により、公営住宅及び共同施設の管理を行うので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

令和7年3月28日

新潟県住宅供給公社理事長 星 丈 志

- 1 事業主体に代わって公営住宅及び共同施設の管理を行う地方公共団体又は地方住宅供給公社の名称
新潟県住宅供給公社
- 2 事業主体に代わって管理を行う公営住宅及び共同施設の名称
新潟県営住宅条例（昭和35年新潟県条例第6号）に規定する新潟市に所在する県営住宅及び共同施設
- 3 事業主体に代わって行う公営住宅及び共同施設の管理の内容
法第3章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。）に基づいて県営住宅及び共同施設の管理を行うこと。
- 4 事業主体に代わって公営住宅及び共同施設の管理を行う期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで